

平成26年知内町議会第1回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成26年3月6日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年3月6日（木） 午前10時06分
- ◎ 閉会日時 平成26年3月6日（木） 午後5時15分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	敦澤良子
2番	木村一	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博
6番	泉政栄		

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 4番 松井盛泰

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大野幸孝
副 町 長	網野 眞
総務企画課長	手塚 恵一
総務企画課政策室長	小田島 伸二
生活福祉課長	大野 樹
産業振興課長	藤谷 亘
建設水道課長	佐々木 孝幸
出納室 長	大館 光晴
教 育 長	田中 健一
教 育 次 長	村上 芳二
高校事務長	松崎 輝幸
スポーツセンター長	上村 政美
（給食センター長）	村上 芳二
代表監査委員	村上 壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	村上 義久
議事担当係 長	野戸 英二

平成26年知内町議会第1回定例会議事日程

(第1号)

平成26年3月6日(木) 午前9時46分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 2番、木村 一君 4番、松井盛泰君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6	議案第1号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第10号)について
第7	議案第2号	平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) について
第8	議案第3号	平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に ついて
第9	議案第4号	平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に ついて
第10	議案第5号	平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第 2号)について
第11	議案第6号	平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第12	議案第7号	平成25年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)について
第13	報告第1号	平成25年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価につ いて
第14		平成26年度知内町行政執行方針について (町長)
第15		平成26年度知内町教育行政執行方針について (教育長)
第16		追跡質問
第17	議案第8号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について
第18	議案第9号	知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事 務の受託について
第19	議案第10号	知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事 務の受託について
第20	議案第11号	知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事 務の受託について
第21	議案第12号	知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
第22	議案第13号	知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第23	議案第14号	知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第24	議案第15号	北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例につい て

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、黙祷を捧げました山田顯氏は、平成16年に初当選され、経済民生常任委員、総務文教常任委員、森林林業林産業活性化議員連盟会長を歴任され、平成24年からの今期には、経済民生常任委員会副委員長、議員会長に就任されておりました。3期9年10カ月にわたる議員生活において、町の財政問題、商工業の振興、防災対策などに取組、小谷石地区の観光振興には、特段の情熱を捧げられておりました。豊富な人生経験に基づいた山田氏の活躍が期待されていただけに、突然の訃報に議会としても大きな喪失感に包まれているところであります。ここに山田氏のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するところであります。

平成26年第1回知内町議会定例会の開会にあたり一言、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成26年度知内町一般会計予算を含む28議案、報告1件、町長・教育長の平成26年度町行政・教育行政執行方針が提出されております。本定例会では、町政執行方針を基に平成26年度予算を審議する重要な議会であります。平成26年度の予算は、1年限りのものであると言えますが、しかし、その波及効果は後年度にも大きく影響することは当然のことであり、その配分と金額は、当を得たものでなければなりません。ご案内のとおり、日本経済は回復しているといわれておりますが、地方においては、まだ実感できる状況にはなく、また、財政は硬直度を強めつつある時期でもあるだけに、財政運営には、細心の注意と勇氣ある決断が求められるものと考えます。知内町議会は、町民との情報共有を重視し、町民の意見を的確に把握するために、地区別議会報告会を開催してまいりました。このことを基に町民の意見を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。本定例会の議会運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員は、9人です。

定足数に達していますので、平成26年第1回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、木村一君及び4番、松井盛泰君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について (委員長報告)

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 2、委員会報告第 1 号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る 2 月 28 日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

委員会報告第 1 号、議会運営委員会報告について。

平成 26 年知内町議会第 1 回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。平成 26 年 3 月 6 日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

それでは、内容を説明させていただきます。

議会運営委員会報告書。平成 26 年知内町議会第 1 回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第 73 条の規定により報告します。

平成 26 年 3 月 6 日。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

1. 会議開催の状況。開催日、2 月 28 日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員はなし。説明員なし。事務局、村上・野戸。2. 会期について。本定例会の会期は、3 月 6 日から 13 日までの 8 日間としたい。3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4. 付議案件について。付議案件は、報告 1 件、行政報告 1 件、委員会報告 2 件、議案 28 件、報告 1 件、行政執行方針 2 件、発委 2 件、意見書案 3 件、議長発議 4 件であります。5. 意見書案について。意見書案件は、別紙のとおり 3 件である。6. 予算審査特別委員会の設置について。新年度予算に関連する議案第 8 号から第 22 号までの 15 議案については、議長を除く議員全員で構成する。予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査する。7. 議長の諸報告及び説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。8. その他、3 月 9 日日曜日午前 9 時 30 分からサンデー議会を開催する。以上報告を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 3 月 13 日までの 8 日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定しました。

なお、只今、委員長報告のとおり、サンデー議会を3月9日に開催致しますので、ご承知おきください。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成25年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

平成26年第1回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。第4回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、消防救急デジタル無線整備に関わる補助金確保に関する要望活動の実施状況についてであります。1月の21日消防救急デジタル無線整備にかかる補助金の確保に関し、渡島西部広域事務組合の構成四町が衆議院議員前田一男氏に対し、要請・要望活動を実施したところであります。衆議院議員前田一男氏、そして、渡島西部構成町から松前町の石山町長、福島町の佐藤町長、そして、木古内町から大野副町長の4名で要請活動を行ったところであります。要望書の内容については、別紙のとおりでありますので、あとでお目通しをいただければと思います。

次に第2点目は高波による離岸堤の一部崩落に対する緊急要請活動の実施についてであります。2月10日太平洋釧路沖を通過した低気圧の影響で発生した高波により、建設海岸中ノ川地区と農地海岸元町地区の離岸堤の一部が崩落したことから、2月12日に渡島総合振興局を訪問し、建設海岸の管理であります建設管理部、農地海岸の管理者であります渡島総合振興局産業振興部に対し、被害の未然防止に向けた早急な対応を求めると共に、知内海岸の特殊性を訴え、今後の抜本的対策を求める緊急要請をしたところであります。懇談の中で、要請活動の中で、災害復旧費事業としての対応は困難であるとの見解でありましたものですから、引き続き、東北沖を通過する低気圧によって高波が発生する特殊性がある地域であることを本年度の単独要望の折にも理解をしていただくよう要請をしていきたいというふうに考えておりますので、よ

ろしくお願いを申し上げます。

続いて、第3点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成26年第1回定例議会が2月28日に開催され、報告第1号、2号の専決処分した議案の報告について、議案第1号の北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第2号の渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第3号の渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について、議案第4号の渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について。議案第5号の渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正については、いずれも提案どおり承認可決されたところであります。また、議案第6号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出それぞれに3億9,411万円を追加し、総額を36億5,674万5千円としたところであります。補正の主な内容は、渡島西部四町で今、進めようとしております消防救急デジタル無線整備事業に4億2,095万2千円を追加して、繰越事業として実施することとしたところであり、知内町の負担金として7,649万3千円を追加補正したところであります。また、議案第7号の平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を16億8,131万4千円とするものであり、前年対比で15億2,198万3千円の減となりました。なお、知内町負担金は、2億9,155万円で、前年比140万2千円の減となったところであり、救急業務の充実のために本年度高規格救急自動車の購入費として2,941万1千円を計上したところであります。

次に第4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。26年第1回定例議会が2月15日に開催され、議案第1号、平成26年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を16億393万5千円とするものであり、前年比1億431万5千円の増となったところであります。なお、知内町の負担金は6,728万4千円で、前年比176万5千円の増となりました。前年比で大幅な増額となった要因は、焼却施設中継施設定期点検料の増によるものが主な内容であります。また、議案第2号の平成25年度渡島廃棄物処理広域連合の一般会計補正予算（第2号）、それから、議案第3号の渡島廃棄物処理広域連合の運営に関する条例の一部改正については、いずれも原案どおり可決されたところであります。

次に第5点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。26年第1回定例会が2月24日に開催され、議案第1号の平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について、同じく議案第2号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例については、いずれも提案どおり可決されたところであります。また、議案第4号の平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を14億4,680万3千円とするものであり、前年比で2億1,035万4千円の減となったところであります。また、議案第5号の平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算については、歳入歳出予算の総額を7,866億1,944万9千円とするものであり、前年比で332億6,588万7千円の増となったところでございます。以上、4点について行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第1号、『平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）について』を議題とします。

失礼しました。元へ戻ります。只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程をしております議案第28件、報告1件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出にそれぞれ6,414万9千円を追加し、48億2,166万7千円とするものであります。補正の主な内容は、消防救急デジタル無線整備に伴い渡島西部広域事務組合負担金の追加であります。

議案第2号から議案第6号は、知内町国民健康保険事業特別会計ほか4特別会計の平成25年度補正予算であります。事業費の確定等により5特別会計合わせて5,333万9千円を減額し、14億2,839万5千円とするものであります。

議案第7号は、平成25年度知内町水道会計補正予算（第3号）についてであります。主なものは、業務の予定量並びに収益的収入及び支出の補正であり、収益的収入の水道事業収益に1,102万円を追加し、1億2,806万9千円とするものであります。

議案第8号は、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでありまして、この議案については、人事院勧告に基づく給与調整のための条例改正をするものであります。

次に議案第9号から11号は、知内町と松前町、江差町、奥尻町の各町における電子情報処理組織によって戸籍等に関する事務の受託についてであります。戸籍の電算処理を4町共同で行うため、戸籍等事務の受託をするための規約を制定するものであります。

次に議案第12号は、知内町は道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の改正に伴い、占用物件に発電施設の追加や区分変更が行われ、合わせて占用料の変更をするための条例改正であります。

次に議案第13号は、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例についてと議案第14号、知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、消費税率の引き上げに伴い、これまで内税方式の使用料を外税方式に改めるための条例改正であります。

次に議案第15号、北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例については、公立高等学校にかかる授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律の改正により、経済的負担軽減の適正化と奨学資金を支給などについて定めるために条例を改正するものであります。

次の議案第16号から21号までは、一般会計ほか5特別会計の平成26年度予算であります。議案第16号の平成26年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,400万円と定めるものであります。

議案第17号から21号までの15議案は、知内町国民健康保険事業特別会計ほか特別会計の平成26年度予算であります。5特別会計合わせての予算の総額を歳入歳

出それぞれ14億1,451万3千円と定めるものであります。

議案第22号、平成26年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第23号については、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであり、構成団体の変更に伴って規約を変更するものであります。

議案第24号については、函館市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてであります。函館市を中心地として渡島檜山管内全市町と各種連携を進めながら、圏域づくりをするため、中心市である函館市と協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第25号は、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。新たに地域材の活用や木質バイオマスエネルギーの利活用をはじめ、消防救急デジタル無線整備など、必要項目を新たに加えるための変更であります。

議案第26号は、知内町社会教育委員に関する条例の制定については、社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準等について条例で定めが必要となったため、条例制定をするものであります。

議案第27号については、地方自治法第203条及び第203条の2に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例及び知内町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例についてであります。スポーツ基本法の施行により従来の体育指導員は、スポーツ推進委員に名称変更されたため、文言整理のための条例の一部改正するものであります。

議案第28号は、教育委員会委員の任命についてであります。

報告第1号は、平成25年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて説明と致します。

● 議案第1号 平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第1号、『平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,414万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,166万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正です。地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

第3条繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

恒例によりまして、歳出より説明致しますので、47ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目議会費から61万円を減額し、6,450万1千円とするものであります。内容は9節旅費から11節需用費まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものであります。

次に2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から34万円を減額し、1億9,913万8千円とするものです。内容は4節共済費で不用と見込まれる共済負担金34万円を減額するものです。

次に3目財産管理費から491万円を減額し、2億5,219万8千円とするものです。内容は11節需用費で燃料費に不足が見込まれることから50万円の追加、13節委託料では、それぞれ業務委託料の執行残合わせまして118万5千円の減額、15節工事請負費でも庁舎耐震改修工事費の執行残422万5千円を減額するものです。

次に4目財政調整基金費に155万6千円を追加し、4,162万3千円とするものであります。内容は25節積立金で、減債基金積立金から公共施設等整備基金積立金までそれぞれの基金の利息分合わせて155万6千円を追加するものです。

次に6目企画総務費、補正額はございませんが、ふるさと創生事業にかかる財源を基金繰入から過疎地域自立促進特別事業債に組み替えるものであります。

次に11目地域会館管理費から28万円を減額し、1,975万5千円とするものです。内容は11節需用費で燃料費、電気料に不足が見込まれることから合わせて28万円の追加。15節工事請負費では、事業の執行残として合わせて26万円の減額、18節備品購入費では、町内会館備品購入執行残として30万円を減額するものであります。

次に12目自治振興費から63万1千円を減額し、1億5,471万1千円とするものです。内容は11節需用費で、街路灯防犯灯電気料に不足が見込まれることから60万円の追加、12節役務費、13節委託料では、ブロードバンド利用モニタリング調査が予定していた機器の調達が困難となったことからそれぞれの事業費を減額、それから、16節原材料費では、防犯灯移設原材料費で不用と見込まれる額20万円の減額、19節負担金補助及び交付金では、共聴施設対策事業助成金として事業費の増加に伴い2組合分合わせて99万7千円を追加するものです。

次に3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費から167万3千円を減額し、1,747万4千円とするものです。内容は11節需用費で実績見込みにより不用と見込まれる出生記念品の6万円の減額、13節委託料では、住民基本台帳ネットワーク機器更新委託料の執行残161万円を減額するものです。

次に4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費から165万円を減額し、620万2千円とするものです。内容は1節報酬から16節原材料費まで事業の完了によりそれぞれ不用額を減額するものであります。

次に83ページをお開きいただきたいと思っております。8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費から42万7千円を減額し、1,292万1千円とするものであります。内容は13節委託料、15節工事請負費でそれぞれ事業の執行残として公営住宅長寿

命化計画策定委託分27万円、すみれ団地物置建替工事分25万7千円を減額するものです。

次のページです。9款1項1目消防費に8,000万1千円を追加し、3億230万7千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金として8,000万1千円の追加であります。要因は消防救急デジタル無線整備費が国の平成25年度補正予算で採択されたことに伴う負担であります。なお、説明につきましては、予算説明資料見出しナンバー1、総務企画課関係の26ページで致しますので、お開きいただきたいと思っております。予算説明資料、総務企画課関係の26ページです。消防デジタル無線整備費の負担金関係の一覧であります。まず、整備費であります。知内町分の整備費については、25年度補正分は、1億2,347万2千円となっており、3町合計では、4億2,096万3千円となっております。なお、福島消防署のデジタル無線については、表の欄外、一番下に記載してございますが、福島町の防災行政無線整備と合わせて他の補助制度を活用して実施することとなっております。また、各町の負担額には、次の表に記載してございますが、知内町分は国補助金が3,970万3千円ございますので、整備費1億2,347万2千円から差し引いた8,376万9千円が負担金となります。この財源につきましては、補正予算債及び防災減災事業債を充当することとなっております。なお、この事業は、先ほども説明しましたが、予算を翌年度に繰り越して実施することとなっております。また、この事業は25年度と27年度、2カ年で実施することとなっております。27年度の予定事業費については、上段の1番上、平成27年度の欄に記載のとおり、知内町分は8,363万4千円ということになってございますので、ご参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案に戻ります。85ページをお開きいただきたいと思っております。2目災害対策費に39万9千円を追加し、1,011万1千円とするものです。内容は11節需用費で防災行政無線の修理費として39万9千円を追加するものであります。

次に99ページをお開きください。12款1項公債費、1目元金に4千円を追加し、6億3,399万8千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に公債費償還元金として不足が見込まれることから追加するものであります。

次のページです。2目利子から109万円を減額し、8,010万2千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料で公債費償還利子不用額109万円を減額するものであります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、56ページをお開きください。56ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に22万6千円を減額し、7,424万7千円とするものであります。9節旅費で国の臨時福祉給付金事務用として旅費7万円の追加、25節積立金で地域福祉基金積立金として利息分2千円の追加、28節繰出金で国民健康保険特別会計繰出金として29万8千円の減額であります。

次に3目の老人福祉費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳の変更をしてございます。

次に58ページ、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に612万4千円を追加し、1億1,407万2千円とするものであります。20節扶助費で障害者介護給

付費・訓練等給付費に550万円の追加、障害者の補装具給付費に62万4千円の追加でございます。これは不足が見込まれることから補正するものであります。

次に5目介護保険費に66万2千円を追加し、8,998万3千円とするものであります。28節繰出金で介護保険特別会計繰出金として62万2千円を追加するものであります。

次に60ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましても、補正額はありませんが、財源内訳の変更をしております。

次に2目の児童措置費につきましても、財源内訳の変更をしております。

次に62ページ、3目児童福祉施設費につきましても、財源の内訳の変更をしております。次に4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費に723万円を減額し、2,430万1千円とするものであります。

12節役務費につきましても、住民総合検診料から任意風しん等予防接種料につきましても、不用と見込まれる額607万2千円を減額をしております。それから、13節委託料につきましても、生活習慣病検診委託料として130万円の減額、23節償還金利子及び割引料の平成24年度女性特有のがん検診推進事業補助金返還金として14万2千円の追加であります。

次に64ページ、3目の環境衛生費に30万9千円を減額し、863万4千円とするものであります。7節賃金で蜂の巣駆除の賃金を予定しておりましたが、不用と見込まれることから減額をしております。

次に4目の診療所費に189万円を減額し、1,690万7千円とするものであります。11節需用費で薬品購入代91万円の減額、不用と見込まれる額の減額であります。次に15節工事請負費に旧湯の里診療所解体工事の執行残として98万円の減額であります。

次に66ページ、5目の保健医療総合センター管理費に39万8千円を減額し、1,091万5千円とするものであります。13節委託料で整形レセプトコンピューター保守点検委託料14万6千円の減額、健康管理システム保守料として25万2千円の減額、それぞれ不用と見込まれる額の減額をしております。

次に2項1目清掃費に350万8千円を減額し、2億5,729万5千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合負担金で350万8千円の減額であります。これにつきましても、不用と見込まれる額の減額でございます。以上で生活福祉課の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

続いて、産業振興課関係の補正について、ご説明致します。68ページです。

5款労働費、1項労働費、1目労働費で174万円を減額し、1,392万円とするものです。内容については、13節委託料で24万円の減額、これは委託料の確定により減額するものです。

19節負担金補助及び交付金で150万円の減額、これは新規高卒者等雇用奨励事業に該当者がなかったことから減額するものです。

次に6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に5万円を減額して、402万7千円とするものです。内容については、9節旅費で不用と思われる5万円を減額するものです。

次に3目農業振興費に106万2千円を減額して、1億1,851万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金で106万2千円の減額をするものです。内容については、新規就農青年就農給付金は、所得制限により2人が非該当となり、300万円を減額するものです。次に所得補償制度推進事業補助金は事業費の確定により6万2千円を減額するものです。次に地域づくり総合交付金事業補助金は、200万円の追加で、これはニラハウスビニール等整備事業交付金で追加配分があったことから追加をするものです。

次に農地費に1,150万9千円を追加し、2,837万3千円とするものです。内容については、19節負担金補助及び交付金に道営農業農村整備事業負担金として1,150万9千円を追加するものです。内訳として、重内地区に500万5千円追加、重内第2地区に650万4千円の追加であります。事業概要としては、重内地区は用水路工、2路線で延長2,701m、また、重内第2地区は用水路工、2路線で延長2,300m及び暗渠排水の調査設計となっております。なお、本事業は繰越事業で実施します。

次に2項林業費、2目林業振興費に37万5千円を減額して、3,100万5千円とするものです。内容については、13節委託料で2委託事業の執行残として25万円を減額するものです。17節公有財産購入費は用地買収費の執行残12万5千円を減額するものです。19節負担金補助及び交付金は追加と減額の差引でゼロであります。森林整備対策事業補助金につきましては、250万円を追加するものです。内訳としては、間伐等で事業量の増が見込まれることから追加するものです。次に知内町地域材活用住宅助成で事業量の残が見込まれることから250万円を減額するものです。

次に3目造林事業費173万4千円を減額して、2,036万5千円とするものです。内容については、13節委託料で町有林整備事業の確定により執行残として173万4千円を減額するものです。

次に3項水産業費、2目水産振興費に686万3千円を減額して、3,949万円にするものです。財源内訳は、道補助金で277万8千円の追加、地方債で1,100万円の追加、その他は積立金繰入で843万7千円の減額、一般財源が230万4千円の減額です。内容については、7節賃金及び14節使用料及び賃借料でそれぞれ不用額を減額するものです。19節負担金補助及び交付金で673万6千円を減額するものです。内訳としては、沿岸漁業増大対策事業は150万円の減額、これはアワビ1万個の放流を致しましたが、エゾバフンウニ種苗の放流では、平成24年と25年の夏場の高水温を影響が考えられ、ウニの種苗が確保できなかったため中止したことによるものです。次に地域づくり総合交付金事業の養殖漁場整備では44万円の減額、これは養殖施設数の変更と入札減です。次に農林漁業セーフティネット資金利子助成は11万円の減額、これは申請者数の減によるものです。次に漁労活動支援対策事業は166万円の減額、これは涌元漁協の漁具保管倉庫の新設で、工法変更したことから本年度事業を中止にしたことによるものです。次に沿岸漁業経営改善利子助成事業は19万2千円の減額、これは申請者数の減によるものです。次に漁業収入安定対策事業は129万円の減額、これは漁業共済で申請者数の減によるものです。次に水産多面的機能発揮対策事業負担金は154万円の減額、これは事業の実施にあたり協議等に時間を要したことなどによる一部適期に事業ができなかったことによるものです。

次に7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に10万円を減額して、1,802万3千円とするものです。内容については、19節負担金補助及び交付金で、本イベントに出店しなかったことから不用額を減額するものです。

次に3目観光費に20万2千円を減額して、1,134万円とするものです。内容については、さわやかトイレ手洗い器温水自動水栓の修理に不足が生じたことから7節賃金に1万1千円、16節原材料費に14万7千円をそれぞれ追加するものです。次に都市と地方との交流推進事業の執行残として12節役務費で30万円、14節使用料及び賃借料で6万円をそれぞれ減額するものです。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

77ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から243万円を減額し、3,095万5千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で住宅耐震等補助金を243万円減額するものです。今年度広報誌に制度内容を2度掲載し、町内の建築業者への説明会を開催し、更には固定資産納税者への制度案内文書を送付するなどして周知を図ってまいりましたが、結果、実績はゼロでございました。今後とも引き続き、周知、広報活動をしてまいりたいと考えております。

次のページ、78ページをお開きください。2目下水道整備費から773万3千円を減額し、1億8,472万2千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で浄化槽の事業費確定による減額、25節委託金で基金利率確定により4万7千円の追加、28節繰出金で特別会計繰出金の確定により444万円の減額でございます。

79ページでございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費に428万8千円を追加し、6,627万円とするものでございます。13節委託料で道路ストック総点検委託業務に国の補正予算成立を受け450万円を追加し、また路面性状調査委託の事業費確定により21万2千円の減額でございます。この道路総点検の中身につきまして、説明資料でご説明致しますので、説明資料見出し4の1ページをお開きください。まず、道路ストック総点検のこの定義でございますが、これまで整備された舗装、橋梁、照明、標識、法面、擁壁等の構造物など道路に関する整備済み施設をストックと言います。笹子トンネル事故以来、道路の安全対策が喫緊の課題となっております。国土交通省では、2014年度から老朽化対策を重点的に取り組むこととしており、当町におきましても、第三者災害防止の観点から道路ストックの損傷状況を把握し、維持管理更新計画策定のための点検を実施するものでございます。点検項目につきましては、中程の表にあります。橋梁から舗装までございますが、橋梁及び道路附属物の照明と標識類の点検につきましては、平成26年度予算に計上しております。法面と構造物70箇所の点検を今回、補正で計上した部分でございます。また、舗装につきましては、今年度予算で路面性状調査として点検終了してございます。また、3番目その他に書いてございます橋梁長寿命化にかかる点検、これにつきましても5年に1度の義務づけでありまして、今回の後ほど出てまいります補正予算で計上してございます。

次に80ページをお開きください。3目橋梁維持費に1,789万4千円を追加して、3,805万6千円とするものでございます。13節委託料で前浜橋、上の沢橋の調査設計委託料が事業費確定により3件合わせて70万6千円の減額、先ほど説明

させていただきました橋梁点検委託料に770万円の追加でございます。15節工事請負費では、事業費確定により130万円の減額と国の補正予算成立により26年度事業の前倒しとして柳橋補修工事1,230万円を追加するものでございます。柳橋補修工事の場所、内容につきましては、説明資料4の3ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

続きまして、81ページでございます。4目道路橋梁改良工事費ですが、財源内訳の変更でございます。町道森越稲荷改良舗装工事に全額地方債を充てる予算でしたが、一部交付金措置できることからの組み替えでございます。

次のページ、82ページをお開きください。3項河川海岸費、1目河川総務費から40万円を減額して742万9千円とするものです。16節原材料費で河川維持補修原材料費不用額と見込まれる40万円を減額するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

それでは、86ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に1万7千円を追加し、251万7千円とするものでございます。内容につきましては、任期満了に伴う教育委員の選任にかかる委員報酬として1万7千円を追加するものでございます。

次に87ページ、2目事務局費から394万4千円を減額し、1億1,859万9千円とするものでございます。内容につきましては、13節委託料で教職員が対象の各種検診や検査にかかる委託料で不用と見込まれる13万円の減額と、15節工事請負費の教職員住宅の解体工事にかかる入札執行残として16万円を減額し、21節貸付金では、奨学資金の借入申込みが当初見込んでおりました人数より少なかったことから不用と見込まれる372万円の減額と、25節積立金では教育振興基金の運用利子分として6万6千円を追加するものでございます。

次に88ページ、3目学校給食センター費に19万2千円を追加し、6,556万4千円とするものでございます。内容につきましては、3節職員手当等で扶養家族の異動に伴う不足分として3万5千円の追加と、11節需用費の光熱水費で重油代に不足が見込まれることから25万円を追加し、13節委託料の空調機定期点検業務委託料で不用と見込まれる9万3千円を減額するものでございます。

次に89ページ、2項小学校費、1目学校管理費から23万9千円を減額し、4,775万9千円とするものでございます。内容につきましては、7節賃金で特別教育支援員の異動に伴い、不用と見込まれる50万円の減額と、11節需用費の光熱水費で灯油代と電気料に不足が見込まれることから69万円を追加し、13節委託料では各種保守点検委託料で不用と見込まれる24万円の減額と、15節工事請負費の湯ノ里小学校プール屋根改修工事で入札執行残として18万9千円を減額するものでございます。

次に90ページ、3項中学校費、1目学校管理費から362万円を減額し、4,311万9千円とするものでございます。内容につきましては、8節報償費の心の教室相談員の異動に伴い、開設時期が2カ月程度遅れたことから不用と見込まれる謝金14万円を減額し、11節光熱水費で灯油代と電気料に不足が見込まれることから105万1千円を追加し、18節備品購入費ではスクールバスの購入にかかる入札執行残

として520万円の減額と音響設備などの学校管理備品の更新に伴い66万9千円を追加し、差引453万1千円減額するものでございます。

次に91ページ、4項高等学校費、1目学校管理費から42万円を減額し、2億4,711万9千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費の光熱水費で重油代と電気料に不足が見込まれることから75万9千円の追加と、14節使用料及び賃借料の教職員住宅維持補修足場借上料で不用と見込まれる11万1千円を減額し、15節工事請負費の陸上競技場夜間照明設置工事及び教職員住宅解体工事にかかる入札執行残として合わせて29万円の減額と、19節負担金補助及び交付金のバス通学生交通助成については、対象生徒が当初の見込みより少なかったことから不用と見込まれる77万8千円を減額するものでございます。

次に92ページを5項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては補正額はありませんが、入園料並びに保育料の減額に伴う財源の組み替えでございます。

次に93ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費から96万円を減額し、1,018万円とするものでございます。内容につきましては、放課後子ども教室の開催に伴い、お手伝いをさせていただいております教育活動支援員が当初予定していた人数より少なかったことから8節報償費で16万円の減額と材料費等が安く購入できたことから11節需用費で30万円を減額し、19節負担金補助及び交付金の文化・スポーツ振興事業助成では、当初予定されておりました事業が確定したことから不要と見込まれる50万円を減額するものでございます。

次に94ページ、2目公民館費に20万9千円を追加し、4,017万2千円とするものでございます。内容につきましては、8節報償費のスクールステージフェア開催にかかる事業が終了したことに伴い、不用と見込まれる14万円の減額と11節需用費の光熱水費で重油代と電気料に不足が見込まれることから140万5千円を追加し、15節工事請負費のふれあい工房及び中央公民館外壁改修工事にかかる入札執行残として合わせて56万2千円の減額と、18節備品購入費の公民館イス更新にかかる執行残として109万2千円を減額するものでございます。なお、社会教育振興の一部に充てていただきたいということで実は寄付を受けたところでございますが、使用道につきまして、町内の読書サークル等の団体から幼児から児童生徒にかかる図書の実の要望があり、その関連する経費として書架制作にかかる7節賃金と16節原材料費に合わせて9万8千円の追加と8節の備品購入費に図書購入分として50万円を追加するものでございます。

次に95ページ、3目郷土資料館費に4万6千円を追加し、1,656万円とするものでございます。内容につきましては、3節職員手当等で住居手当に不足が見込まれることから4万6千円を追加するものでございます。

次に96ページ、4目青少年交流センター管理費については、補正額はありませんが、センターの維持補修にかかる7節賃金と16節原材料費の組み替えでございます。

次に97ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に22万4千円を追加し、3,062万2千円とするものでございます。内容につきましては、7節賃金でスポーツ施設の維持補修賃金に8万円の追加と11節需用費で光熱水費の電気料と消耗品に不足が見込まれることから合わせて24万6千円を追加し、15節工事請負費のスポーツセンター屋外非常階段改修工事にかかる入札執行残として10万2千円を減額するものでございます。

次に98ページ、2目町民プール及び子ども交流センター建設事業費から193万

2千円を減額し、4億7,732万円とするものでございます。内容につきましては、町民プール及び子ども交流センターの建設に伴う設計者選定にかかる8節報償費並びに実施設計にかかる13節委託料が確定したことから不用と見込まれる額合わせて193万2千円を減額するものでございます。以上で教育委員会関係の補正予算とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が途中ですが、ここで暫時休憩致します。

再会は11時15分と致します。

（ 休憩 午前11時02分 ）

（ 再会 午前11時16分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

歳出の説明が終わりましたので、続いて、歳入並びに地方債、繰越明許費の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、5ページをお開き願いたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人から118万2千円を減額し、1億5,108万1千円とするものです。内容は現年課税分で当初の所得増加見込みに対し、減少したことから491万円の減額、滞納繰越分では、徴収率のアップにより371万8千円を追加するものです。

次に2目法人、937万9千円を追加し、3,363万9千円とするものです。内容は法人税割の増加に伴い追加するものであります。

次に2項固定資産税、1目固定資産税から1,329万円を減額し、4億5,824万1千円とするものです。内容は現年課税分で、償却資産分が当初見込みに比較し減少となったことから1,475万1千円を減額し、滞納繰越金では、徴収率のアップにより146万1千円を追加するものです。

次に3項1目軽自動車税から14万3千円を減額し、1,015万9千円とするものです。内容は本年度収入見込額により減額するものです。

次に4項1目たばこ税に918万円を追加し、4,555万7千円とするものです。内容は当初収入見込額に比較し、たばこの消費本数が増加したことから追加するものであります。

次に7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金に100万円を追加し、850万円とするものです。内容は本年度収入見込額により追加するものであります。

次に8款1項1目地方特例交付金に31万5千円を追加し、81万5千円とするものです。内容は本年度収入見込額により追加するものであります。

次に9款1項1目地方交付税に2,716万7千円を追加し、20億1,899万6千円とするものです。内容は3月交付の特別交付税見込額により追加をするものであります。

次に11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金から26万9千円を減額し、1,408万8千円とするものです。内容は保育料負担金で本年度収入見込額により減額するものであります。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料から126万9千円を減額し、198万円とするものであります。内容は保育所使用料で本年度収入見込額

により減額するものです。

次に6目教育使用料から125万3千円を減額し、338万円とするものです。内容は高等学校入学検定料から幼稚園保育料までそれぞれ収入見込額により減額をするものであります。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に364万3千円を追加し、1億1,766万9千円とするものです。内容は障害者介護給付訓練費等給付費負担金及び障害者補装具費負担金で本年度扶助費の確定見込みにより合計306万3千円の追加、保険基盤安定制度負担金では、今年度収入見込みにより58万円を追加するものであります。

次に2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に1,372万5千円を追加し、5,248万1千円とするものです。内容は浄化槽設置整備国庫補助金で事業費の確定見込みにより29万4千円の減額、社会資本整備総合交付金では、国の25年度補正予算で採択された橋梁長寿命化補修事業で1,177万5千円の追加、道路取得総点検事業で273万円の追加であります。また、公営住宅長寿命化計画策定委託及び路面性状調査事業では、それぞれ事業確定により減額をするものであります。また、住宅耐震改修等国庫補助金では、今年度事業申請がなかったことから101万7千円を減額し、地域の元気臨時交付金では、町道森越稲荷線改良舗装事業分として80万円を追加するものです。

次に2目教育費国庫補助金に62万9千円を追加し、1,855万4千円とするものです。内容は公立高等学校授業料不徴収交付金で、本年度収入見込額により追加するものです。

次に3目民生費国庫補助金に7万円を追加し、99万5千円とするものです。内容は臨時福祉給付金給付事業で事務費分として収入見込額を追加するものです。

次に4目総務費国庫補助金に19万7千円を追加し、4,576万5千円とするものです。内容は地域の元気臨時交付金で木質バイオマスボイラー施設等実施設計委託料の事業費確定により80万円を減額し、新たな難視対策事業助成金では、事業費の増加に伴い2組合分99万7千円を追加するものです。

次に3項委託金、1目総務費委託金から165万円を減額し、640万円とするものです。内容は参議院議員通常選挙委託金で事務費の確定に伴い減額するものです。

次に14款支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金で72万7千円を追加し、7,838万8千円とするものです。内容は障害者介護給付訓練費等給付費負担金及び障害者補装具費負担金で本年度扶助費の確定見込みにより153万1千円の追加、保険基盤安定制度負担金では、本年度収入見込額により80万4千円を減額するものです。

次に2項道補助金、2目民生費道補助金から77万9千円を減額し、1,520万4千円とするものです。内容はひとり親家庭等医療費道補助金で21万2千円の減額、乳幼児医療費道補助金で56万7千円の減額ですが、それぞれ扶助費確定見込みにより減額するものです。

次に3目農林水産業費道補助金に169万円を追加し、3億3,290万3千円とするものです。内容は農業費道補助金で新規就農青年就農給付金、戸別所得補償推進制度事業補助金、地域づくり総合交付金事業でそれぞれ事業費の確定見込みにより減額、追加し、食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、事業の追加に伴い2地区分208万4千円を追加するものです。また、林業費道補助金では、造林事業費補助金

から再生可能エネルギー等導入推進事業補助金まで、それぞれ事業費の確定により、減額、追加するものです。更に水産業費道補助金では、地域づくり総合交付金事業養殖漁場整備事業分として追加交付があったことから、277万8千円を追加するものであります。

次に4目教育費道補助金から30万6千円を減額し、82万2千円とするものです。内容は放課後子ども教室推進事業で事業費確定見込みにより減額するものであります。

次に6目労働費道補助金から24万円を減額し、1,367万4千円とするものです。内容は緊急雇用創出推進事業、地域材利用推進事業の事業費確定見込みにより減額するものです。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入から106万8千円を減額し、1,609万9千円とするものです。内容は教員住宅使用料で本年度収入見込額により減額するものです。

次に2目利子及び配当金に169万7千円を追加し、397万3千円とするものです。内容は財政調整基金利子から出資配当金まで、それぞれ利子及び配当金の本年度収入見込額を追加するものであります。

次に2項1目財産売払収入から228万1千円を減額し、2,347万4千円とするものです。内容は町有林売払収入として300万円の減額、町民プール解体材の物品売払収入として71万9千円を追加するものですが、それぞれ本年度収入見込額によるものであります。

次に16款1項1目寄付金に50万円を追加し、120万円とするものです。内容につきましては、町の子どもたちのためにと町民からのご寄付があったことから追加するものであります。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から8,218万4千円を減額し、7,984万2千円とするものです。内容は教育振興基金繰入金から公共施設等整備基金繰入金までそれぞれ事業費の確定見込み並びに一部起債等の充当による財源の組み替えにより減額するものであります。

次に19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金に33万円を追加し、33万1千円とするものです。内容は本年度収入見込額により追加をするものです。

2項預金利子、1目預金利子に11万3千円を追加し、21万3千円とするものであります。内容は本年度収入見込額により追加をするものです。

次に4項受託事業収入、2目民生費受託事業収入に22万1千円を追加し、81万8千円とするものです。内容は後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、健康診査分として追加するものであります。

次に5項雑入、1項雑入に90万9千円を追加し、2,843万4千円とするものであります。内容は重度ひとり親家庭等医療費戻入から住民総合健診料等まで、それぞれ収入見込額により追加及び減額をするものであります。

次に2目診療所収入から82万9千円を減額し、1,315万1千円とするものです。内容は本年度収入見込額により減額をするものであります。

次に20款1項町債、2目土木債に590万円を追加し、4,400万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で浄化槽設置整備事業及び公営住宅長寿命化計画策定委託で事業費の確定見込みによりそれぞれ追加し、橋梁長寿命化補修事業については、事業の追加により500万円を追加するもので、道路橋梁債では事業

費の確定により町道森越稲荷線改良舗装事業分として80万円を減額するものであります。

次に3目教育債に4,010万円を追加し、1億8,380万円とするものです。内容はスクールバス整備事業債は、事業費の確定により520万円の減額、過疎地域自立促進特別事業債では、高校バス通学生交通費助成事業で事業費の確定により80万円の減額、文化・スポーツ振興助成事業は、基金繰入から財源組み替えにより600万円の追加、教育福祉施設等整備事業債では、町民プール及び子ども交流センター建設事業に410万円を追加するものであります。

次に4目消防債に8,320万円を追加し、1億340万円とするものです。内容は消防施設整備事業債で消火栓更新整備事業から消防救急デジタル無線実施設計委託料までは事業費の確定によりそれぞれ減額をし、消防救急デジタル無線整備では、事業の追加により8,490万円を追加するものであります。

次に6目農業債に640万円を追加し、1,860万円とするものです。内容は道営農業農村整備事業で事業の追加により、2地区分合わせて640万円を追加するものです。

次に7目労働債から150万円を減額し、ゼロとするものです。内容は過疎地域自立特別対策事業債で新規高卒者等雇用奨励事業助成分として事業費確定見込みにより減額するものです。

次に8目林業債から520万円を減額し、1,110万円とするものです。内容は公有林整備事業債及び過疎地域自立促進特別事業債で事業費確定見込みによりそれぞれ減額をするものです。

次に9目衛生債から30万円を減額し、80万円とするものです。内容は過疎地域自立促進事業債で事業費確定見込みにより水疱瘡等ワクチン接種事業分を減額するものです。

次に10目商工債に180万円を追加し、180万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で事業費確定見込みによりそれぞれ追加するものであります。

次に11目総務債に390万円を追加し、2億2,350万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債でブロードバンド利用モニタリング調査で事業費確定に伴い200万円を減額、知内町ふるさと創生事業で、基金繰入から財源組み替えにより1,150万円を追加、緊急防災減災事業債庁舎耐震改修事業では、事業費確定により260万円を減額、庁舎暖房改修事業債の木質バイオマスボイラー施設等実施設計委託では、道補助金の交付により300万円を減額するものであります。

次に12目水産業債に110万円を追加し、110万円とするものであります。内容は過疎地域自立促進特別事業債で事業費確定見込みにより、水産物販路拡大助成事業に追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正であります。変更で過疎地域自立特別事業債5,420万円を7,420万円に、道路橋梁債は2,240万円を2,160万円に、スクールバス整備事業債2,000万円を1,480万円に、教育福祉施設整備事業債1億5,380万円を1億5,790万円に、消防施設整備事業債2,020万円を1億340万円に、農業基盤整備事業債580万円を1,220万円に公有林整備事業債820万円を550万円に、緊急防災減災事業債2億1,460万円を2億1,200万円に、庁舎暖房改修事業債300万円を

ゼロにそれぞれ限度額を変更するものであります。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

次のページです。第3表繰越明許費補正です。追加で、平成25年度予算のうち次の事業予算につきましては、26年度へ繰り越すものであります。2款総務費、1項総務管理費で新たな難視対策事業費補助事業助成金3,596万5千円、矢越山荘建設工事8,907万円、6款農林水産業費、1項農業費、道営農業農村整備事業1,222万9千円、8款土木費、2項道路橋梁費、道路ストック総点検委託450万円、橋梁点検委託770万円、柳橋補修工事1,230万円、9款1項消防費、消防救急デジタル無線整備事業8,493万6千円、10款教育費、7項保健体育費、町民プール及び子ども交流センター建設事業4億4,396万5千円、以上8事業合わせまして、6億9,066万5千円を平成26年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

最初に1款議会費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に2款総務費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

53ページ、防犯灯の新設でちょっとお尋ねします。隣の町は、自治体で役場で持っていないので、町内会負担ということで随分、最小限に抑える取組をしているそうですけれども、この新設に関して、知内町の場合、考え方として、照度、明るさですね、そういった基準等設けてやっているのか、そして、このある程度の最低基準、ここにまだ達していないという域があって、こういう新設を行うのか、その辺、どうなんですか。あくまでも町内会から要望があれば、新設という考え方なのか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。防犯灯の移設、新設については、原則町内会からの要望ですが、新たに住宅ができたとか、そういうことで今までは要望が来ております。そういうことであれば、うちの方も新設、移設等してございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

あくまでも基準はないということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

失礼致しました。国道淵については、だいたい80ワット、それから、国道から中に入った道道だとか、町道だとかは、だいたい40ワット、60ワットということで設置してございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに総務費、2款ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、次に3款民生費。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

58ページの障害者介護給付金等、不足が生じたということで追加とありますけれども、ここに訓練等の給付金も追加ということになりますけれども、今までの訓練の追加なのか、それとも、やっている経過の中で新しい訓練が加わっての追加なのか、その辺の確認をお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

これにつきましては、今、既存の入っている人が人数も増えるわけですから、その関係で給付費が増えているということでご理解をいただきたいと思います。したがって、訓練をする人の数がまず増えるということはあるんですけども、内容が変わるということではないということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

ちょっとネットの中で出てきたことなんですけれども、例えば、下半身麻痺の訓練なんですけれども、それぞれに対して通常の訓練とまた新たな方法、要するに厚生労働省から提案された訓練の方法等を勘案して、その年度で確か訓練方法、内容を変えたというちょっと経過があったんですけれども、それらの工夫というのは、あくまでも予算の中で確定をすればそのままということなの、臨機応変にその都度、その人に対応した訓練の方法、効果的な訓練の方法を探るということなのか、その辺の考え方。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

説明致します。これらについては、そこそこの施設にお任せしていますので、その施設の中で必要な訓練を実施するということになっていると思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

例えばですね、これはまた違うところなんですけれども、下半身不随というか押し車、何て言うのか分かりませんが、寄っかかって歩くような歩行機能訓練ですか、そういうのもありますよね。それが車、2輪の障がい者用の改良編なんですけれども、ペダルが付いているんですけれども、3輪駆動みたいになっていて、ペダルに足を掛けて動かすことによって、下半身の麻痺の訓練、要は足を動かすという、それによって歩行が可能になるだとか、いろいろあるわけですよ、それは特許を取って、要するに自分の力だけではない、車の力もあるそうなんですけれども、要は動かない足を動かしてやるという訓練だそうなんですけれども、だから、そういうことをすることによって、劇的に症状が改善されたという例もありますので、その辺、確かに施設の問題なのかもしれないけれども、町としてそういう訓練にまたちょっと手厚い考え

方を投げかけてやれば、要するに障害の程度も軽くなるわけですから、負担軽減にも繋がりますし、そういう投資というのはどうなんですか。あくまでも施設任せということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

まず、ここで言っているのはですね、ある程度、障害が固定した人なんですね。ですから、今、通常、ケガをして入院をして、そこでやるまず、訓練と言いますか、リハビリとは違うということです。ですから、ここに心身障害者として認定をされた人がそれぞれの施設等で訓練をする、施設に入所をしたり、あるいは、グループホームに入ってですね、そして、生活をしている中で通常的生活訓練をしていくということですから、そこはやはり施設にお任せするというのが原則になるのかなと思います。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3款民生費であります。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に4款衛生費。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

蜂の駆除なんですけれども、以前、外注に出すというお話ありましたよね。その後の経過どうなったんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

64ページの蜂の巣の駆除の関係で、25年度は蜂の巣駆除の賃金ということで計上させていただきました。それで、以前にもご指摘をいただきまして、私どももそれぞれの町内の団体等にお願いができないかということでいろいろ協力を依頼したんですけれども、なかなか受けていただく団体が今のところない。それから、いろいろ条件がありまして、作業員の服務状態ですとか、いろいろそういうことがありましてですね、受けていただく団体がなかったということで、賃金、補助員ということで、職員の補助員ということで1名分の賃金を計上したんですけれども、たまたま募集をしたところ、申込みがなかったと。それで、個別にもあたってはいたんですけれども、やっていただく方がいなかったということで、職員で対応しています。それで、新年度につきましてもですね、実は法人等をお願いをしたいということで考えていたんですけれども、今のところ、難しいのかなということで賃金で計上しておりますので、当分の間、職員を中心に補助員ということで作業を進めていきたいなということで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

報道で自治体の職員が作業中にケガをしたと。それは蜂の巣に限ってのことではありませんけれども、それで、訴えられたという事例、最近、確か道新だったと思うんですけれども、見た記憶がございます。そういう意味では、安全管理の上で、万全だということなんですか。今日、たまたま郷土資料館で雪下ろし、屋根のしていた状況

があったものですから、補助ロープしていたわけでもありませんので、そういう指導、徹底がなされているのか、そういう都度やることによって、職員が自らやることによって管理、課長なのか、それとも、本人なのか、町長なのか、その辺の徹底というのは、どこで徹底させるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。職員の蜂等作業に入る段階では、職員命令ということで、私どもの方で、担当課長の方でしております。それで、私どもの方では、ある程度の作業の高さというのを限定しています。したがって、2階にあるですとか、3階にあるようなものについては、職員で対応できないものですから、これらについてはですね、消防署にお願いする部分もあるわけです。ですから、消防署の方でもそれらの作業にあたってはですね、ロープを付けるとか、はしごに頑丈な作業員を何人か付けるというようなこともしていただいています。今、作業をしているという状況で、ある程度の一定のところまでは町の職員でやれますが、それ以外はできない部分については、個別にどなたか業者を頼んでいただくか、または消防署で対応できるものについては、消防署の方で対応をしていただくというような整理をしてございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

あくまでも、万が一のときがあったときには、訴えられてもそれなりの対応はできるということですか。

それで、次、旧湯の里の解体がありますけれども、予算の中で現状、26年1月現在の利用状況ありますけれども、過去のちょっと25年持つてくるの忘れたものですか、過去のデータと比べてどうなんですか。新たに新設して利用患者が増えているのか、またはどうなのかという。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

ご説明致します。65ページの湯の里診療所の関係だと思えますけれども、これにつきましては、現在のところ、患者数には大きな増減というのはないです。したがって、今まで来られた方についてはですね、移動しまして、バス停が近くなったということで函館バスを利用できるということでは評価をいただいているという状況であります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

議会の中で上がる段階で、ブザーを押せば職員が対応してくれるんだという話がありましたけれども、そのときは確か1名か2名対象者いたという記憶がありますけれども、その後、対象者は増えていなくて、またそういう方がいれば、職員が対応して、別に苦情等ないという考えでよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

1階部分にインターホンをつけましてですね、職員がすぐ迎えに行く状態をつくっておりますけれども、これを使った状況というのはないということで、それぞれ高齢者の方も手すりを使って大丈夫ですということをいただいておりますので、今のところ大丈夫だと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4款衛生費、ほかにありませんか。5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

63ページの役務費の方で、今回、ほとんど全部減額になって、実績報告書を見ますと、脳検診の方も今まで人気があったやつも検診率がパーセント的に下がっているのかなと思うんですけども。それと、その要因はどのようなことになっているのか。

それからもう1つですね、今までも何回も問題になっていますが、子宮頸がん、これは子どもさんの自主的なものだと思うので、この辺について、うちの町としては、子どもさんたちの対応というか、自主検診の部分についての啓蒙、啓発というか、そういうものをどのような形でやってきているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。脳検診、100名から130名にということにしました。それで、今回ですね、この3月まで130人全て100%埋まっております。したがって、1人か2人、もしかするとキャンセルになる可能性はありますが、今のところ100になる予定です。

それから、今回、減額の大きな要因として子宮頸がんのワクチンの接種が123万円減額しております。これにつきましては、25年4月から定期接種となっておりますけれども、副作用等が疑われる報告があったことから、厚労省が6月から接種の積極的な勧奨を中止したという状況があります。ですから、この状況を基に保護者にそれらを伝えた結果として、123万円が残ったということでもあります。それで、今、現在、厚労省の方でもいろいろ副作用の原因等、まだ調査している段階で、まだいろいろと協議中ということで、現在も積極的な勧奨は控えるようにということの内容の文書で来ております。したがって、当面はこのような状況になるのかなと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

今、5番議員さんがお話しした12の役務費なんですけれども、600万円減になったということは、単に金額では言えないだろうと思いますけれども、町民の健康状態というのは、どうなったんだろう。例えば、総合的に見たときに良いのか、悪いのかという判断ですけども、その辺はどう考えますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。全体のことで今、執行残が2,600万円のものが600万円落と

しているということでご指摘だと思います。したがって、私ども医療費の方を調べております。それで、国民健康保険の医療費の状況でいきますと、1人当たりの金額がですね、2年前と比較して1人当たり3万円くらい落ちているんですね。したがって、予防効果は現れているということだと思っております。したがって、今回、減額をしておりますけれども、従来と変わらない状況の検診状態ではあると。したがって、検診イコール結果として結びついたのであるかというのはこれからいろいろ精査しなければなりませんけれども、国民健康保険の一般の給付費が落ちているということでご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6番（泉 政栄）

先ほどの5番議員さんの関連した質問なのですが、子宮頸がんについて絞ってお聞き致します。先ほど、積極的な対応というか、積極的に勧誘しないという話だったんですが、もし、希望者がいて、接種してくださいと言った場合は、どのようになるのかということも1点とそれから、道新の夕刊だったと思うんですけども、このワクチンにちょっと不具合を生じるアルミニウムとか書いてあったと思うのですが、そのようなものが混ざっていて、それが不具合を起こす原因ではないかというふうな記事が載っていました。それをちょっと頭にあったものですから、町長の行政執行方針にも推移を見守るというふうになっておりましたが、ちょっと気になるのは、希望すれば接種を受けられるのかどうかということ1点お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。私どもの方では、積極的には勧奨しないということで説明しておりますけれども、保護者の方がですね、子どもさんに接種をしたいという場合については、それは個人の決定でありますので、町の方でだめですということになりませんので、その場合は、接種をしております。現に6月以降も何人か接種してございます。それから、原因の特定ができないという、いろいろな原因はあるんだろうと思うんですけども、因果関係については、まだワクチンと副作用がどうなのかということについては、まだ決定事項ではありませんので、今、厚労省の専門部会が一生懸命審議をし、調査をしているという段階ですので、私どもの方では、その状況を見た中で、今後、進めていくようになるのかなと思っております。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6番（泉 政栄）

ちょっと心配なのは、原因が分からなくて、発症例も少ないけどあるということですよ、そういうときの希望者に対しての念書とか、そういう必要はないんですか。ちょっと教えてください。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。当然、病院の方では同意書をいただくということになります。保護者の同意書ですね。ですから、後の接種をすることについての同意をもらうというこ

とであります。後の例えば、因果関係はつきりしませんけれども、もし、障がい等が出てきた場合にはどうしますかということではなくて、あくまでも接種することについての同意をもらっているということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

4款衛生費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に5款労働費。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

68ページの新規高卒者の雇用、今回減額ということでゼロなんですけれども、所管調査の中で、この題目の中で、所管調査させていただきました。その報告書、見られていますか。見られたとすれば、これから予算あるので、そっちの方でよかったですけれども、予算にどのような考え方で進むのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

私どもの方では、各事業所にもPRしていましたが、該当者がいなかったということで、特に積極的なものはしていません。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

この奨励金の今後の考え方ということのご質問でありますので、たまたま25年度は該当者がなかったという判断であります。それで、基本的には今、行政もそうありますけれども、町全体で若い人方が働ける環境づくりということを私の要するに執行方針の中で入れさせていただいておりますので、その該当ある、なしに関わらず、予算は計上していただいて、町の支援として地元の企業の皆様方にご理解をしていただける努力を引き続きしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確かにいる、いない、希望ある、ない、別にして、予算に上げるというのはいいんですけれども、ただ、所管調査の中で、我々が所管調査をして報告をしているわけですから、せめて最初に見ていただきたいなど、担当にはね。その中で、端的に言えば、中小企業法以外にもあるだろうと、そういうことで枠を広げて考えてもらえないかという提案なんですけれども、その辺、町長どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

その枠の拡大については、以前から議員の皆様方からご意見をいただいている所ありますので、これは前向きにうちの方では対応をしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5款労働費、ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

先ほど町長の行政報告の中であつたんですけれども、中ノ川と元町の離岸堤というか、歯っ欠け状態に中ノ川はなつてしまつていふんですよね。元町も見ましたけれども、随分、沈下しているという状況あります。それで、以前にもできた段階でお話させていただきましてけれども、確かちょっと記憶間違つているかもしれませんけれども、受皿が3段から3、2、1、確か3か4なんですよ、受皿が。4から4、3、2、1か、3から2、1か。それで、業者と随分、お話をさせてもらった経緯があるんですけれども、ただ、業者と言へば失礼な話になりますのでそれはちょっと聞き流していただいて、ただ、考え方として、あくまでも今の基盤では要するに土台ではまたこのような事例が発生するだろうと、前にもこの質問をさせていただいて、下の基礎を増やすか、それともまだ根っこからもう少し改良するのか、というのは、今のブロックが積み上げ組んでいくブロックなんです。テトラと違って、ただ乱積みするという感じのものじゃないんです。それで、以前、復旧したときも、崩れたときは要するに下から上げて復旧するという形なものですから、予算もかかるし、時間もかかるし、そんなもの俺たち望んでいないと。あくまでも砂地だという環境もありますし、いろいろ勘案して、もうテトラでも何でもいいと、それも余つたブロックでいいんだと、どこかで新ブロックやるのに旧ブロック余りますよね、そういうのもいいんだと、それを乱積みして、ある程度の高さだけは維持してくれという前回もお話しさせていただいたんですけれども、災害には当てはまらないということでもありますけれども、その辺の考え方、お願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、離岸堤のことについてご指摘をいただいたんですけれども、まさしく今、西山議員が考えているのと私も同感であります。それで、先般、要請をさせていただいたときに、中ノ川の要するに離岸堤、3基設置していただいたときに、町民の皆様方全ての方が随分小さいブロックだねと、それは、ハマナスで、もう飛んでいる状況を見極めた中での話でありますから。ただですね、なかなかこれは担当の説明はうちらがいくら特別の地域なんですと、これは要するに低気圧、台風以外にも先ほどちょっと行政報告で申し上げましたけれども、東北沖を通過すれば、間違いなく高波で被害がある地域だということをどうして理解していただけないんでしょうかという話もしてきました。そうすると、あくまでも災害復旧というのは、風速15m、また例の基準を担当が言うんですよね。それはもう聞き飽きていると、ですから、地域にあった離岸堤をあなた方これで大丈夫だと、波を防げるといふことで、あなた方が設計してやったんだから、あなた方の責任だろうといふまで話をさせていただきました。それで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、単独事業、今、毎年、議員の皆様方と一緒に要望活動をさせていただいておりますので、今、室長の方にずっと経過、何年度から離岸堤を設置していただいて、低気圧によって、要するに離岸堤が飛んでいる、これが全部今、記録としてうちの方で持っていますので、それも付けた中で、一緒に本庁の方に、総合振興局では全然話にならないというふうに私、思っていますので、是非、7月くらいに単独要望を従来であればやっていますので、その時にもきち

んと資料を持って行って、特殊的な地域なんですよと、ですから、台風だけじゃなくて、低気圧でも影響があるんですよと、そして、あなた方が責任を持って設置をしたんだから、その責任を取れということですね、是非、申し上げていきたいと思っています。何回やっても同じ規模のものを積み上げるだけです。また同じく飛んでしまうということですね、話をさせていただいていますので、これは議会の皆様方と一緒に要請活動をしていきたいと思っていますし、私もその辺は逐次、担当の方に連絡を申し上げたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

昼食のため、暫時休憩します。再会は、午後1時と致します。

（ 休憩 午後12時00分 ）

（ 再会 午後12時59分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいま、6款農林水産業費の質疑中であります。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

72ページの地域活用材、当初予算では560万円見えていますけれども、実際は約半分くらいしかないということで、この辺の要因はどのようなものが結果として考えられるのか、それが1点。

それからですね、77ページの住宅耐震補強、毎年、課長に言っているんですけれども。

◎ 議長（伊藤政博）

すみません、77ページ、土木費ですので、後ほどお願いします。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

地域材の住宅助成につきましては、当初350万円でした。それで、補正をしまして810万円ということで、当初の5月からの受付で、3カ月くらいでほぼ底をつくような状況でした。それもある程度、町内の住宅事情の推移をみながら、この辺あれば年度間通して対応できるんじゃないかということで追加しましたけれども、その後、思ったほどですね、延びなかったという状況にあります。また、一部、フローリングの関係でですね、一部、その辺を少し住宅を希望する人が会社の方のご意見もあったようですから、その辺で少しまた他社の方ですね、町内業者の方にもまた影響があったのではないかと想定されますけれども、いずれにしても、これからはまたこの事業については、住民の要望もありますし、ふれあい懇話会、町内回ったときにも、今年また何棟かの希望も寄せられておりますので、当面、ここ3年ほどの事業でありますけれども、推移を見ながら周知に努めていきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

今の課長の説明、利用する建てる方々もそうですし、何かそれを供給する業者のフローリングに問題があるということであったんですけれども、その辺、それは業者の部分はあるんでしょうけれども、これから、今年の予算もあるんでしょうけれども、

その部分でその問題はクリアできる形になっているんですか。まず、お知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

新しい業者がフローリングの方も手がけると言っていますので、ある程度、それは解消できると思います。また、町内の業者もそういう面では、別な角度からもですね、町内の地材を利用しようということで、業者の方についてもですね、工夫を凝らしながらPRするようです。また、そういう面で見ますと、今年度ですね、全体で住宅新築で14件ほどの規模でありましたけれども、町内の業者につきましては、21%ということで、前年度から比べてですね、若干ながらも地材、地域材の助成というものは少なからず効果が出ていると思いますので、少しここ1年だけの話でありますから、今年、来年に向けてですね、もう少しまた強くPRをしながら進めていきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

今の助成制度、地元産の材料と合わせて地域業者と限定しているんですけれども、広く大いに使ってもらえるようであれば、今後、ハウスメーカーあたりの協力関係もその辺は将来的に考えていけないものかどうか、ひとつその辺の考え方をお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

まだそこまでですね、町としては踏み込んで検討もしていません。ただ、やはり広くやっぱり町内の業者のことを優先したいんですけれども、町内に住所を有する者のやはり活用ということも考えれば、関係業者、機関の団体ともですね、いろいろ意見を聞きながらですね、前向きにそういう面では創意を工夫しながらですね、ただ今の時点ではどうする、こうするははっきり言えませんけれども、これからまた協議会の場を設けてましてですね、その辺も検討していきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

知内の地域材を使った住宅の着工件数とハウスメーカーが建設した住宅割合、その辺、内容分かったらお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

昨年度は25年度ですけれども、今のところは、全体で新築につきましては、14件です。それと、内容につきましては、町内業者3件、町外業者が1件、ハウスメーカーが10件ということです。割合としては、町内業者が21%、町外業者が7%、ハウスメーカーが71%という割合になっています。また、増改築なり、住宅以外の建築もあります。増改築については、町内業者が3件、それから、町外業者が1件で合計4件、それから住宅以外の建築ということで、車庫・倉庫、これにつきましては、

町内業者が5件、町外業者1件、ハウスメーカーが1件で合計で7件ということで、新築・改築、住宅以外の建築を含めた件数では、町外業者を使ったものが11件で44%、町内業者につきましては、3件で12%、ハウスメーカーが11件で44パーセントということで、合計20件の建築がなされています。全体的に見ますと、相当、44%ということになると、かなり住宅以外のものも含めると、この制度の効果が出ているのではないかとということで認識しています。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

今のこの比率を聞いても、どうしても71%、ハウスメーカーがウエイトが大きいような気がするんですけども、地域材を活用してもらえるのであれば、その辺をもう少し視野に入れてもらった考え方も将来やっぱり必要ではないかというふうには、広く普及をさせるためにはですね、必要ではないかと。なぜ、このメーカーに71%という比率がいくのか、設計の段階でやっぱり地元がなかなか建て主との折り合いが合わないのか、その辺のもう少しやっぱりアンケートなり取って調べていく必要があるのではないかと思うんですけども。もう一度。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

只今の件ですけれども、これにつきましては、制度そのものが基本的に地域材の活用と町内建築業者のやっぱり振興ということが主目的でありましたものですから、相当、すぐ効果ということも考えますとですね、やはりしばし町内業者の建築具合、まだやったばかりですから、すぐどうこうということは難しいですけれども、ここ1・2年、もう少し推移を見ながらですね、検討してみたいと思います。ただ、地域材の活用につきましては、確かに議員さんの指摘のとおり、町地材ということであれば、それも十分、理解はできるわけですけれども、1つの町内業者の振興ということが主目的でありますので、その辺も少し今後またほかの業者とも含めながらですね、検討してまいりたいと思います。また、アンケートにつきましては、今回の11件につきまして、活用した設置主につきましては、アンケート、やはりどのような希望の形で今回、地域材を使うことになったのか、利用勝手、様々な角度からですね、アンケートは実施しまして、それをまた次のもので、今、お話しした普及に向けて資することとしておりますので、またその辺の結果が出次第、報告したいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

ちょっと関連してですけれども、この制度を使ってですね、地元材の普及というのは確かに効果が出てきたと思うんですよ。けども、地元業者の育成というのは、この制度ができたから育成になっているのかどうかという問題。もし、本当に育成するのだったら、あなた方、行政がどういうふうこれを指導していくかということまで考えなかったら、本当にこの制度というのは死んでしまうと思うんですよ。それが1点ともう1つ、ブランドバザールの関係、これは以前からこの制度始まってから、何億もの金をつぎ込んでいるんですよ。中には、カキニラ冬の陣のカキニラまつりについては、もうすっかり町内外、ましてや、道外の方までも定着して相当の人気になっ

ている。これが費用対効果といたら、これだけ費用掛けてこれまで効果が出た事業はないと思う。しかし、電源支援事業だったか、あっちからもらってきて、いろいろと2年か3年くらいまでは、2億7・8千万円くらいつぎ込んでいます。更に毎年1千万円ほどの金をつぎ込むけれども、何の効果がある。やることはいいんですよ。電源立地交付金をもらってやることはいいんですけども、この事業そのものの視点を目先をそろそろ変えてみたらどうだと思っておりますが、お答えをいただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。まず、地域材の活用、地元振興については答弁いただきますが、ブランドバザール、商工費関係になりますので、今、とりあえず、質問を受けましたので、1回、答弁をしていただきますが、あとは商工費でお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

今、4番議員さんのお尋ねでありますけれども、地域材の活用助成で業者育成、果たして、どの程度、果たされているのかということでもあります。それで、実はこの制度、始まったばかりでありまして、先ほど産業振興課長の方からお話しておりますとおり、本事業については、基本的には地域材をより多く、積極的に使っていただくということが1点、それと以前から議会の中でも議論がありますけれども、ハウスメーカー等に関してもその助成対象にすべきではないかというご意見もありました。そういう中で、実は本制度の大きな考え方の1つの中に地域業者の育成ということもあるわけです。それで、先ほど2番議員さんのお尋ねでもありますけれども、地域材の活用については、もっと幅広く町外の業者さんにも呼びかけて、地域材を積極的に使ってもらうことも考慮すべきではないかというご意見ももっともかというふうに思っております。ただ、一方では、町外業者の方々に地域材を使っていただくということは、一方では、今、町の制度との兼ね合いがどうなのかということになるわけですから、当然、町外業者の方に使っていただくということになると、その助成範囲の拡大も考慮しなければならないということ、一方ではあるんだろうというふうに思っています。それで、確かにこの制度だけで業者育成が果たすことができるのかということ、当然の話であります。昨年、実は地域材の活用推進会議というものを立ち上げを致しました。これは町で計画をつくってございまして、それに則って、地域材を積極的に使っていただくということで、国・道の機関、さらには町内の業者さんも入って、地域材を積極的に使っていただく、そのための共通理解を図っていただくということでのあります。それで、この会議、立ち上げたばかりですから、これから少しずつ動かしていくわけなんですけれども、まず、大きくは今まで行政が積極的に進めてきたわけなんですけれども、地元業者さんを含めて広く利用する方々にも地域材を利用することをご理解をいただいて、積極的に使っていただくということの中で、これから事業を進めてまいりたいというふうに思っております。それで、今後の取組なんですけれども、今の地域材の活用の助成制度、当面、25年度から3か年の予定で動かしてございます。それで、先ほど産業振興課長からも話がありましたとおり、今回、住宅新築なされた方、それぞれに地域材の助成をした方だけでなく、幅広くアンケートも実施してございます。様々なご意見をいただいておりますので、それらの意見を踏まえながら今後、来年、再来年ということの中で、どういう形に制度にしていけばいいのかというあたりは、更に内部的にまた詰めていく必要があるんだろうという

ふうに思っております。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ブランドバザールの関係。産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

ブランドバザールにつきましては、確かに目に見えない、効果が見えないということでありましたけれども、これにつきましては、食の安全・安心ということで、わが町の地場産品のPR、それから販売ということで、一生懸命、過去やってきたわけですが、直接的な効果というものは見えづらいところはありますけれども、カキニラまつりにしましてもですね、今回9,700人ということで、いろいろと札幌の方からもご来場いただいているということ踏まえまして、ゴーゴーキャンペーンとかイベントを開催したときにもですね、結構、観光の方でも、遠くから札幌からも来ていただいている、そういう面では、ブランドバザールもですね、きっかけになっているのではないかと。確かな検証はしておりませんが、そういう目に見えないですけれども、そういう形で効果は少しずつ出ているのではないかと考えています。ただ、現実的にどのくらいの数なり、お金の面では、経済効果があるのかということにつきましては、これはまた今年度ですね、十分、過去の反省も踏まえまして、今年1年、検証させていただきまして、来年度からどうあるべきかをはっきり今年1年かけてですね、見極めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ブランドバザールについては、また商工費でありましたらお願ひ致します。

農林水産業費、ほかにありませんか。4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今、副町長から答弁をいただいたところでございますけれども、意識の違いとか、立ち上げして間もないということ、私から言えば、立ち上げする前のこの現状というのは把握できなかったんだろうか。だから、立ち上げと同時にハウスメーカーも一緒に入れるべきではないかと言ったところがそこなんです。実際、現状的に14件の新築のうち、町外から来た大工さんも含めて4件しか建ててないんだよ。これが現状でしょう。これやる前から分かっていたと思うんですよ。だから、これらも含めてですね、考え方立ち上げたばかりだから、これからという考えは抜きにしてですよ、地元業者の育成そのものの前に住民サービスをどうするかの問題なんだって。建てた住民に対するサービスを町でどういうに手助けするのかという問題でしょう。ハウスメーカーだっていいんじゃないですか。住民がいいばいいんだもの。住民サービスをこっちに置いておいて、ただ地元業者の育成を前面に出すというのは如何なものかなという気がするんですが、もう一回どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

ご説明致します。確かに今、委員ご指摘のとおり、今、ハウスメーカー非常に利用なさる方が多いということは私どもも承知しております。それで、ただ、考え方として、まず、1つは、地域材の利用推進会議なるもの、これは家建てる云々ということではなくて、地域材をどういう形で積極的にご利用いただくかということ、これは以前にもちょっとお話をしたことがあろうかと思うんですが、実は地域材の活用に関しては、地元業者さん、今まで必ずしも積極的ではありませんでした。それで、

今回、町で単なる助成制度ということだけでなく、積極的地域材を活用しようという声かけをする中で、地元業者さんも然らばどういう形で使えるのか、それと造林、それと林産業、さらには建築業者さん、それらが連携した中でどういう形でやれるのかという、その仕組みがようやく今できつつあるのかなというふうに思っております。それで、確かに議員ご指摘のとおり、ハウスメーカーも入れて広く云々ということなんですけれども、一方では、今、こういう制度を設けてもなおかつそういう状況にあるということの中で、全てその垣根をなくして範囲を拡大してそれらを入れた場合に、果たして、地元業者がどうなるのかということも一方ではあろうかと。確かに議員ご指摘のとおり、住民サービスということ、住民が選択できるということ、そういうことでは分かるんですけれども、一方では、地元業者のことも考えながらやっていかなきゃない側面もあるんだろうというふうに考えています。それで、そういうふうに考えた場合に、今、とりあえず、制度として動かしてございますけれども、それらを検証しながら、然らば、住民のことを考え、地元業者のことを考え、そういう場合にどういうふうにしていけばいいのかということは、またこれからの議論ではないのかなというふうに思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

実際、ハウスメーカーで建てた人の話、地元のスギを使えと、地元産のスギを使えということなんだけれども、産地証明、誰がしてくれるんだという、この疑念はみんな持っている。これは実際、ハウスメーカーの人も言っていました。ここですよ、ハウスメーカーを宣伝するところは。地元で生産したものについては、地元産ですよと証明できるでしょう。そういうことで、ハウスメーカー、私は2件しかあたっていませんけれども、そういうことで疑念持っていることも事実であります。そういうことで、やっぱり行政そのものも地元業者に任せるのではなくて、そういう人たちにも地元の材を使ってくださいの宣伝くらいはやっぱりするべきだと思うんですね。どうですか、もし、あれば言ってください。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

地場材の活用、これは要綱をつくるときにいろいろと議員の皆様方からもご意見をいただきました。それで、今、確かに実績としてハウスメーカーが多いということも私なりに理解をしているところであります。ただですね、この制度を作った考え方については、地場材振興ということをお私はずっと行政の中で言わせていただいて、教員住宅の建設から始まって、こんな状況に今なっているということをまず、ご理解をください。それで、今、いろいろと議員からの指摘があります。ハウスメーカーでも地場材を使って、その状況で助成をしていいんだろうかという意見でありますけれども、まずですね、地場材振興と地元企業の育成ということをお1つの考え方として要項を作らせていただいたということで、まず、それは整理をしていただければと思います。ですから、まず、制度は3か年ということで、25・26・27、3か年で今、やらせてもらって、1年目今、終わりました。それで、今、25年度に新築した皆様方のアンケートも今、調査をしているということでありますので、将来的にそれがどういうことに今やれば、地域の人方が有効に活用していただけるか、これは当然、行

政として考えなければならぬことだろうというふうに認識をしております。ただですね、行政が制度を作ったからといって、行政が何もやらないので、地元企業が育成しますかというのは、私は違うと思います。制度があるのでありますから、地元の企業が黙っていればハウスメーカーに持っていかれるという危機感を持ってもらいたいということも1つ、雰囲気促したいということで、私は機会がある毎にどうしてメーカーに持って行かれるのか、あなた方の努力が足りなかったんじゃないですかということも言わせてもらっています。ですから、行政は行政としてきちんと要綱を作らせてもらいました。それを受けて、地元の要するに企業の皆様方がそれを如何に活用できるかというのは、私は行政というのは制度、要綱を作らせてもらった、あとは活用は、地元の企業の皆様方の奮起だというふうに私は思っていますので、まず、3か年間、これはやらせて状況を見極めさせてください。要するに地場材の振興という協議会も立ち上げて、その中から今、いろいろと議論をしていただいていますので、まずですね、それはこのままの状況だったら、確かに変わらなければハウスメーカーに持っていかれるということもきっとあるだろうと思いますし、それから、消費税のアップで、駆け込みということも現状としてはきっとあったんだろうと思いますので、その辺もちょっと見極めさせていただいて、今後の対応を取らせていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

論議する気持ちはなかったのですが、25年から3か年計画でこの制度を立ち上げましたよ。1年やって反省すべきものは反省すべきでないですか。それが制度でしょう。3か年やったから何もコンクリにする必要ないですよ。そして、これを立ち上げるときにも議会として意見も何回も言った。最終的には、聞き入れないで作ってしまったでしょう。1年経過したら、悪いところは悪いところでやっぱり制度を直していくべきですよ。何でもこの制度ばかりでなくて。全ての制度全部そうだと思うんですよ。何か答弁あったら言ってください。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

ちょっとその辺は、4番議員とはちょっとかみ合いませんけれども、私は制度を作らせてもらいました。行政として地場材の振興ということを謳わせてもらいました。地元の企業がこれを如何に活用するかというのは、先ほど言いました、企業の努力だというふうに思っていますので、私はその辺はもう少し機会ある度にその辺は話をさせていただければというふうに思っています。それで、検証はしないということは言っていない。きちんとその辺の状況を踏まえた中で、検証をさせていただいて、せっかく要綱を作らせていただいて、地場材の振興ということを行政の要するに柱として謳わせていただいていますので、これはきちんとその辺の状況を踏まえた中で、変えるものべきものについては、きちんと変えさせてもらいたいという考え方あります。ただ、スタート、いろいろと議論をいただいた中で、要するに地場材振興ということで、そして、地元企業の育成ということで走らせていただいた状況があるものですから、その辺、もう少し見極めさせていただいて判断をしたいというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

4 番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

質問されれば、ころっと答弁が変わってくるね。あえて言いたくなかったけれども、町長は25年から3年間制度をやるから、制度を見極めてくださいと言ったばかりで、今、検証しませんって言っていて、検証という言葉、1回も出してないんだよ、あなた。だから言っているんだよ、俺、あえて。あえて答弁する必要ないけれども、もう少し考えて答弁した方がいいですよ。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

それは議員の皆様方の考え方でありませぬけれども、私は今、アンケート調査をしています。そのアンケート調査を見極めながらということをおっしゃっていただいておりますよ。ですから、それは基本的にはこの制度と要綱というのは、3カ年でスタートさせていただいたことでもありますので、まず、その辺の状況を見極めさせていただいて、訂正をするものについては訂正をするということ、それと基本的に4番議員ときっと考え方違うのは、地元の企業の皆様方は、行政やったから黙って行政が投げておいたら、それはメーカーに持っていけますよということは違う。地元の企業が危機感を持って、如何にその制度を活用すべきか、奮起を促したいし、それは地元の企業の努力であるというふうに私は理解しています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと確認なんですけれども、先ほど課長の言ったアンケート、スギ材を使って、どういう感想を持ったのか、また、メリット、デメリットのアンケートなのか、2番議員というのは、多分、今の地元を選ばなかった町外に出た方々、ハウスメーカー選んだ方、なぜ、ハウスメーカーにいかざるを得なかったというアンケートなんです。その辺、ちょっともう一度、どっちなのか確認お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時27分 ）

（ 再会 午後 1時28分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明します。アンケートにつきましては、地域材活用の制度を使われた建て主の方、それから、平成24年に建築した地域材を活用した教員住宅、これに住まわれる方に対してのアンケートを実施しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

質疑を続行します。1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

だから、その辺、やっぱり受ける担当課長もしっかり質問者の言っていることを理

解してやっぱり説明をしてもらわないと、やっぱり肝心なことを聞いているわけですよ、なぜ、ハウスメーカーにいったのかなんですよ、我々の知りたいのは。やっぱり地域にも建築業者いるわけですから、建築業者いるにも関わらず、外部、町外、または、ハウスメーカーにいかざるを得なかった理由、根本は何だったのか。そんなスギ使ったからどうのこうのじゃないですよ、我々の聞きたいのは。まず、その感覚が、今、14件の方々が建てて、町外のハウスメーカーにいった方々がどういう思いでいったのか、その辺のアンケートをしっかりと取っていただきたいと思います。

それと、予算の方で言おうと思って我慢していたんですけれども、この中で議論すべきだなと思ったので。今、町内の大工さん、建築業者、木質軸住宅かな、何か呼び方いろいろあるみたいですが、ツーバイフォーだとか、プレハブ方式だとか、いろいろ工法があるそうですけれども、技術的には木質に限って言えば、木質に柱を立ててどうのこうのという建て方、それに関して言えば、技術的なものはどこにも多分負けない技術は持っているんだと思うんですよ。ただ、今、自分もこれから河川改修始まります。その中で、今、立ち退きの対象になっています。それで、いろいろハウスメーカーまた地元の業者、そして、町外の業者話を聞かせていただければ、やはりいろいろな理由があるわけですよ。それぞれの例えば、内装的なもの、内装というか空間ですね、内部の空間的なもの、あと、外装的なもの、あと、施行方法、いろいろあるんですけれども、ただ、確かにハウスメーカーいっちゃうというのは、それなりの融通が利く、まして、工期も早い、そして、見栄えも良いし、ただ、欠点というのはやっぱり単価高いんですよ、外部というのは。それなのに、なぜ、今、そのハウスメーカーが多いか、私もその理由知りたいから、先ほど、どういうアンケートなんだということなんです。だから、今、技術的には本当に町内問題ない。なぜ、そしたら町内を選べないか。前にも言いましたけれども、やっぱり設計段階で、もう少し建て主の親身になって相談して、要するにこういう外観が欲しい、こういう内装が欲しい、空間が欲しい、それを設計段階でやれるわけですよ、大工さん抜きにしても。だから、以前から要するに立ち上げのときから言っているのは、設計料、せめてその設計料を町で支援できないのか、要するに専門家の設計士と建て主が話をして、町内に頼めばいいわけでしょう、発注を。町内の業者だって、自分の技術は信じていますよ。けども、そうやって設計士のやった仕事をすることによって、何かが足りなかったと言うことも新たな発見もあるわけですし、更なる技術の発展だってあるわけですよ。いろいろなものを使うことによって。そういう面で町内を刺激する、そういう町おこしも1つだと思うんですよ、町内の業者を使うために。今のままで進めていくのであれば、町長の言うように、本当にセールスですよ、業者の。俺、河川改修で要するにそういう場面来るから、1回、対象者に足を運んだらどうなんだと1年前から言っています。もう1年半過ぎます。2年来る。1度も来たということはないです。確かに来いというのは語弊があるかもしれませんが、そういう対象になっているんだよということになれば、やっぱりセールスしたいと思えばセールスすべきだろうし、そういうことをしても1件しか言っていないけれども、結果的には来ませんでしたけれどもね。だから、もう少しやっぱり町内には刺激を与えながらまた設計でいろいろな工夫をしてもらって、自分に何が足りないのか、自分の技術でそしたらあれはできる、これはできるって創意工夫ができるわけなんです。そういう意味で、大いにそういう刺激をするためにもやっぱり4番議員が言ったように、制度を3年固定しているから、3年間はそのまま走ります、公平性が欠けます、今、や

った人と公平性が欠けますってどうのこうの言っていたら3年間無駄になるんですよ。だからこそ改めていく勇氣も必要だというのもそこじゃないですか。私は3年間どうのこうのと固定するべきではないと思うのですが。今すぐにでも反省点、もしあって、そうすべきだという方向性が見えたときには、変えたっていいじゃないですか。弁明すれば。今やってしまった人には、確かにそれなりの謝罪はしなければならぬだろうけれども、やっぱり進んでやっていくべきだろうと思っています。どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

地元業者に刺激という話を今、お使いでありますけれども、私は要綱を20年間地場材の振興ということは全く手を付けてきていないことは議員さん方ご理解していると思います。その中で、私は何としても間伐材を要するに山に捨ててくる状況から地元へ運び出す、こういう形で何とか間伐材を使えないかからの発想であります。ですから、たまたま23年度に搬出間伐材ということの制度が改正になりまして、搬出する経費も補助対象になりますよということに制度が変わったんですよ。それまでは、搬出する経費は一切みてもらえなかったことであります。ですから、私はずっと言っているのは、運び出すもので要するに地元所有者の負担になるのであれば、町単独で搬出の経費は持っていいよということはずっと言わせてきてもらっています。それで、今、23年度の搬出ですけれども、100%ではありません。ですから、そこにうち独自の上乘せということでの制度も設けていることも議員、ご存じだと思います。ですから、基本的には、刺激という話でありますけれども、私は要綱を作って、地場材振興ということをおっしゃっていただいた時点で、まさしくそれは刺激を要するに持っていたらいいというふうに理解しています。ですから、今、1番議員さん、それから4番議員さん、それから、先ほどちょっと2番議員さんももう少し要するに要綱を見直しながら拡大したらというご意見あります。ですから、それは今、アンケートをやるということでもありますので、どういうことでハウスメーカーにいったかということも当然それは町としては周知をしておかなければならないと思いますけれども、もう少し状況を見させていただいて、先ほど言いました、いみじくも1番議員さん、今、中の川の改修があって、地元の企業が全くそこに営業に行っていないという、これがですね、現実なんです。ですから、私は行政としての1つの刺激剤ということの要綱を作らせていただきました。それを要するに地元の企業がどういうふうにそれを理解して要するに営業活動するかというのは、これはあなた方、もう少し営業しなさいと行政からそれは言うべきじゃないと思いますし、地元の企業が危機感を持って、如何に対応してもらえるかということだと思いますので、その辺を少し状況を見極めながら対応をさせてもらえればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。アンケート調査、2番議員が提案した内容と今、やろうとしている内容が違うので、2番議員が提案していた内容についてやるつもりがあるのかどうか、答弁をいただきたいと思います。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

今年度につきましては、地場材を使った建築主にアンケートを取ることとしておりますけれども、これからですね、やはり総合的にどういうふうな在り方がいいのか、参考までも建てた方々について、今、どういう経緯があって、どういうふうなメリット、デメリットがあったのか、そういうものを含めましてですね、協力を得られれば、アンケート調査を実施したいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

議長からもう一度、確認のためにお尋ねしますが、今、今年度という言葉を使うのですが、今、25年度の補正の審議中ですから、25年度という意味でよろしいですか。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

25年度にアンケート調査、地場材の方やっています。次年度の方で考えます。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

大変、申し訳ありません。アンケートの関係ですけれども、確かに1番議員おっしゃるように、やっぱりハウスメーカーを含めて14件新築のうち10件あるということでございますので、これはやっぱり我々としても重く受け止めなければならないというふうに思っております。それで、デザインなのか、施行なのか、どんな要件があるんだろうというふうに思いますので、これについては、新年度、地域材活用推進会議の中でも議論をしながら、早期に25年度、一部、地域材を活用の方々については重複する部分はあるかと思うんですけれども、25年度に新築した方々において、地域材というか、町内業者でやった方々だけでなく、全ての施工主の方をお願いして、ご協力いただければ、そのアンケートを実施してみたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと今、ワンクッション置いちゃったので、どう整理したらいいのかもさっきからちょっと迷っていたんですけれども、ただ、町長の出だしの発言だけ聞けば、要するに制度を活用して、間伐材、出し入れ要するに補助付いたので、出しやすくなったと、使いやすくなったという話の中で、それを使ってもらえればいいんだという話がありましたよね。それだけ聞いていたら、ハウスだって地場だってどこでもいい話でしょう。そう思いませんか。それだけの制度を活用して、地域材を活用してくれと。ハウスメーカーが使おうが、地元の業者が使おうが、地場材を使う制度を活用してということになれば、そうなんですよ。ハウスメーカーも入ってくるんですよ。その辺のちょっと何か知らないけれども、言い方、俺の取り方悪いのかな、その辺、ちょっと休会でどう取ったのか、皆さん知りたいところなんですけれども、どうもその辺が要するに言っていることと、後から2点、3点するという話がありましたけれども、取り方がどうとっていいのか、自分の中でちょっと理解できませんでしたので、その辺、ちょっと。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

素直に取っていただければと思います。基本的に間伐材を有効に利用しようということからのスタートでありますということで私は言わせてもらったんですよ。そこから要するにその部分を要するに教員住宅23年度2戸、それは制度的なものがあって、そんなに建築材としては使えませんでした。それで、制度を全く使わないで、24年度にまた2戸、これは構造材93%、外壁100%で立てさせてもらいました。ただ、現地を見た議員の皆様方、私もそうですけれども、もう少し地場材を活用するのであれば、活用しやすいような形での建て方があったのではないかという1つの要するに反省はあります。そこから要するに今、木質バイオマスまでいろいろと地場材の振興、そして、木質バイオマス、いろいろと今、林業振興を継続中であるということでご理解をいただければと思います。だから、間伐材出てきているから、あなた方勝手に住宅を建てませんという話ではなくて、スタートがそういうことから今、要するに林業振興ということで地場材を活用することによって、町民プールを建てることができましたし、それから、要するにチップ、間伐材を使って、チップ工場を建てて、それを熱源として使えるようになりましたということの計画の中に住宅の助成制度を設けさせてもらったということでご理解をしていただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時41分)

(再会 午後 1時42分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

今回、松前見学させていただきました。中学校。正直、平屋建てということで、地元業者もある程度、それに参画できるのかなという思いがあったんですよ、けども、大々的、規模的なもの、またいろいろ予算の配分、または原材料のいろいろ加工から含めて、最終的には地元業者、大工さんという方々が入れなかったと。今、町民プールやりますよね、これも地元業者入れなかったと。なぜ、大工さんだけにその地場材を活用していただいて、知内町の要するに付加を高めたいと思うのか。であれば、大工さんが入れるような町がそういう仕組みを取ってやるのも1つの方法だろうし、やることは大がかりだから、地元業者はやれませんか。小規模だから地元を使ってくださいという話ですよ、今の議論。だから、要するに町長の矛盾というのは、要するに小さいところをたどれば、地元全部優先して使えよと、ただ、大きい施設になってしまうと、町外で仕方ないんだと、やれないんだから仕方ないんだという考え方でいいのか、自分とすれば、町の施設なわけですから、できるだけ、たとえ、大元が外部の企業でもそこに入っていけるような工夫をすれば、それなりの効果だって生まれるわけでしょう。本来はそこについて、いろいろな技術も勉強してと、入った人は専門家であるから、いろいろなそこで技術習得なり、知識を習得して、地元で反映させるというのも1つの方法だろうし、大きいものは町内でやれないから外部なんだ、小さいもの町内でやれるから外部なんだ、それでなければ地場材も使えない、制度も使えないということであれば、自分は本来、そういう考え方です。それはまずいだろうと。ですから、大きいものにも地元の大工さんが入っていけるような工夫、何かするべきだろうし、まして、町内にも業者の活性化にもやっぱり地場材を投入すべきだろうし、まして、スギ材だとか外部的なもの、構造的なもの助成したって、要するに町

内に建つわけです。固定資産税も入るわけですよ。確かに大工さんという潤いはないけれども、建つことによって、町には潤いもありますし、まして、何十年もそこに住んでもらえるわけですから、いろいろな面での波及効果があるんですよ、だから、1つの考え方とすればそれも地域おこしにつながるんだらうと自分は思っていますよ。ただ、町長の方針が先ほど来言うように、あくまでも地域にこだわるといふ発言なものですから、それにこだわった方法、そしたら、更に地域にこだわれば、業者は、我々が活用するためには、そしたらどうするべきなのかということ、自分は設計という考え方を言わせてもらっただけで、本来は、地材だけを考えれば、全部に波及してもいいだらうし、まして、自治体がスギ使おうが、何しようが、公共でやる事態にも地元の人ほとんど入っていない可能性もあるわけですよ。それをあえて今、小さな住宅に地域は行ってないからどうのこうのという話では自分はないと思っていますので、その辺は逆に我々が整理するのではなくて、もう少し町長の考え方を膨らませれば、議会の今、2名の発言がありましたけれども、それにも応えられるだらうし、地元だって、やっぱりそれによってそこに住んでもらうという条件ができるわけですから、それでいろいろな付加価値が上がれば、私はそれではいいと思っているんですよ。ただ、今、どうしてもそうやっていく以上はということなので、何とか設計、その3年間どうのこうのではなくて、見直しをかけていただいて、全額みないにしても、2割、3割みて、知内の業者がまた更に活用していただければありがたい話かなと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

松前町の今の学校、議員の皆様方が視察に行ったということで、それで残念なことに地元の企業が全くそこに関わりを持っていないということの今、指摘でありますけれども、今、町民プール、明日です、入札。ですから、決めつけないでください。そこに地元の企業が参画できる、できないというのは、私も全く掴んでいないし、議員が今、そこに参画できないんだという発言はちょっとそれは控えてもらわなければと思います。ですから、どこの企業が今、受けるかというのはそこでその辺は判断されるんだらうと思っています。それで、私は北海道の事業であったとしても、道営の事業であったとしても、今の重内第2地区で用排整備やっています。これは総合振興局へ行って、道の事業だけれども地元の企業が受注できるのであったらそういう形でやってくださいということで、現実的に地元の企業がJV組んでやっているということもご理解ください。ですから、私は今、やるものについては、できるだけ地元の企業がそこに参画をしていただけるように私が動いて、できるものについては、積極的に動こうというふうに思っています。ただ、明日の入札でどこの企業が落札していただけるか分かりません。ですから、その状況を見極めながら、もし、私がおの側で対応できるのであったら、積極的に対応をしたいというふうに思っています。ですから、今の地域材の部分でいろいろと意見をいただいておりますけれども、少し広がってしまっているのかなというふうに思っています。ですから、地場材の振興ということとそれから、要するに地元企業育成ということで、私はですね、当初考えさせてもらったのは、町民の皆様方の税なんですよ。要するに税を助成するということであれば、私は1つの要するにくくりとして、地元の企業を育成ということを考えるべきだという考え方で提案をさせていただいているということもご理解ください。それで、

今、ハウスメーカーにほとんどということであります。私もすごくその辺は疑義を感じています。どうして坪単価があんなに高く、聞けばですよ、要するに建てているのかと、何かあるのかというのはいも今、その辺は調べてみたいなというふうに思っていますので、その辺をきちんと見極めながら、ただですね、これは先ほど副町長から言いましたけれども、地域材の活用推進会議というのは、25年度立ち上げをしました。それで、いろいろと関係機関の皆様方、そして、アドバイスをもらいながら、如何に地場材を今後、継続的に活用していくかということの協議会も立ち上げしていますので、その協議会の中できちんと議論をしていただいて、そして、良い方向で今、つなげていければなというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

今、1番議員の質問の趣旨は、地元業者よりも町外の業者にたくさん受注がいく現状を見れば、その理由として新しい技術だとか、あるいは、デザイン力だとか、基本的な設計の能力だとか、そういうことに劣っているのではないかと、そういう意味で設計自体を外注に出して、そして、地元業者に施行していただく。当然、設計を外注するということはお金がかかるわけですから、その分、町が助成をしながら、そういうことで町内の業者に外部の設計を基にして、技術的な刺激を与えてはどうかという趣旨だと理解しているのですが、それについての答弁をいただけたらと思います。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

実は24年に教員住宅を建てさせてもらったときに、うちの技術屋いわく町長、道南スギというのは、なかなか建築材に向かないんですよということだったものですから、今、1,300万円をかけて月2万幾らの要するに使用料をもらっていて、ちょうどいい機会ではないかということをおは言わせてもらったんです。それで、93%、外壁100%でやらせてもらったということでもあります。それで、そのときにですね、地元確か6企業だと思うんですけども、設計を上げてもらいました。自分たちでもし、この予算の中で受けようとしたら、どういう形の要するに建物が作れるのかということで、これは初めての取組でありました。きちんと地元の企業から提案をしていただいています。それを1つのたたき台としてうちの担当が設計をし直して、要するに着工をしたという経過があります。それで、今、その設計士、これは確かにハウスメーカーと地元の企業の要するに力の差といってしまうとそうなんだろうけれども、私はその設計というのはあくまでも企業の努力であるというふうに思っているんです。だから、総体の中できちんとした提案をもらおう、それがきっとハウスメーカーが要するに建設単価が高くなっている1つの要因なのかもしれませんけれども、その辺、設計というのはどういう形で今、地元の企業がそれをやって、万が一、外注に発注しているのか、自分の要するに設計士の方を抱えていてやっているのか、この辺ちょっとですね、私、周知しておりませんので、その辺、調査をさせていただきたいと思います。その段階で、もし、1つの地元の企業が受注できない要因としてそういうことがあるのであれば、再度、内部で検討させていただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

話がやっぱりかみ合わないようです。設計といっても自分が言っているのは、本当に構造的な柱を建てて、本当にこれで持つのか、持たないのかという、本当の設計です。そこまで入っていません。自分の言う設計というのは。あくまでも、業者と建て主との間でやり取りしながら間取りと外観的な図面ですね、青写真、要するにこういう感じのイメージですよと。そこに要するに建てるときに柱何本入ったりという構造的な問題も出てくるんだらうけれども、その設計ではありません。そこまでは2万円からなんですよ、相談に乗ってもらえるのは。あと上限どこまであるのかわかりませんが、2万円からそういう建て主と業者との間でそういう図面ができあがるということです。2万円からですよ、2万円以上となっていますから。自分も今、2万円で作ってもらいました。現実問題。だから、そういう図面があれば、自分的にイメージできるわけですよ。そういうのを地元の業者とやり取りしながら、最終的にじゃあ、こういう外観がいいですね、こういう内部的な構造がいいですね、あとは材が要するにどういうのを使ってどうのこうのというのは、本当に設計段階です。だから、せめてそこを何十万円も出せと言っていない。本当にその部分の町の支援があれば、そうした工夫もしながら業者との話し合いもスムーズに進むし、建てるときも安心感あるじゃないですか。ある程度、それがモデル化になれば尚更。こういうモデルを作ってくれるところもあるらしいですからね。そういうのができれば、イメージができて、あとで後悔しない家ができるわけですよ。現実問題ありますよ、ハウスメーカーでも。建ててあとから後悔したという人もいるらしいです。だから、そういうことにならないように、住めればいいというものじゃないですよ、予算は。だから、そういう限られた予算の中でどういう工夫をしてもらえるか、それが図面としてできあがって、プラモデルとしてできあがって、お互い納得してやれば後悔は生まれないわけですよ。だから、そこまで要するに行政の支援が得られれば、やる方もある程度、見えてくるのかなという思いあるんです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

その辺はですね、ちょっと私、認識不足で申し訳ありませんけれども、実は私も今年度、住宅をとということで、地元の企業に今、お願いを相談させていただいています。2日、3日後にちゃんと今、1番議員さんが言われるように、図面ちゃんと持ってきますよ。こういう形で、それで要するにどこを修正すればいいかということをやするに協議をしてくださいとすぐきちんとパソコンで色を付いたものを提案してもらっています。それは私は設計費として払うという感覚ないんですよ。私の住宅も北斗の企業がやってもらいましたけれども、その提案はですね、いくらもらうから要するにこれをくださいということも一切ないですし、要するに建てたいということであれば、その情報を聞きつけて、そして、一応、聞いてですよ、こんな家を建てたいんだということを知っていて、すぐ図面を持ってきますよ。その要するに図面で今、言うように2万円からいくらになるというその請求もされてないですし、その辺の設計費の考え方はちょっと認識持っていませんので、ちょっとかみ合わなくて申し訳ありませんけれども、その辺、ですから、ちょっとその辺が今、指摘を受けていますから、調査をさせてください。その中で、そのことが要するに地元の企業で受注できる機会が増えるのであれば、私はそれは考えさせてもらいますよということを先ほど答弁させてもらっていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午後 1時57分 ）

（ 再会 午後 2時04分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

6款農林水産業費、ほかにありませんか。6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

関連してなんですけれども、町有林の有効利用という元の話に戻します。町有林の有効利用ということで、一般質問私もしましたけれども、それが今、軌道に乗って、木質バイオを使って、燃料を作る、それから、林道を作って進めていって、長いスパンで、例えば50年スパンで町有林を定期的に管理していくという方向に今、進んでいますし、これは大変、嬉しいなと思っています。それで、今、木質バイオの燃料も3年分はもう確保してあるという話も聞いています。ただ、そうなりますと、定期的に整備していくとなれば、そこへ今度使う丸太、用材というんだけれども、これも定期的に出てくるようになります。これは今、地場産ということで使うというふうには町の方でも補助を出したりして進めていきたいという姿勢になっています。ただ、そのときにちょっとネックなのが、切ったばかりだから乾燥をしてからでないと思えないということで、その乾燥をしてもらうためにその用材を長い距離を移動して、そして、そこで乾燥してもらって、そして、また持ってきてということで、結果的には地場材を使っても、単価としてはよそから買ってくるものよりか、高くなるというのが皆さん、これは理解してもらえるとと思うんだけれども、私、今、ちょっと提案したいんだけれども、地元の業者さんで、わざわざ遠くへ行かなくてもいいように、乾燥機を入れたいという話を聞いています。これは間違いない話だと思いますので、ですから、その乾燥機さえ入っちゃえば、今度、地元で出た丸太を地元の業者さんに持って行って、そこで製材して乾燥してもらえば、ずっと木材の単価というのは安くなるというのは誰でも分かると思うんです。そうすれば、地元の業者さんも坪単価に反映できて、自助努力もあるだろうけれども、競争力も大きくなると思うんですよ。そうすると、メーカーさんとも同じ土俵に上げられるかもしれない。そうなってくれば、今度は乾燥機を入れたところが、更にプレカット機とって、ほぞを掘ったりする、機械に入れれば、全部もう組み立てればいいようなプレカット機というのがあるんです。それも用意してもらえれば、そこでカットしてもらって、あと、建てる場所へ持って行って、組み立てればいいわけです。ですから、私が言いたいのは何かと言うと、地元の業者さんが乾燥機を入れたいという話がありますから、行政側も一緒に協力をしてやりましょうよというふうな提案をしたいんです。そうすれば、地元の大工さんもその材を使って、メーカーさんと同じ土俵に上げれば最高です。更に進んで、集成材まで手を出せるとすれば、これは本当に地元だけで全部まかなえることになるんじゃないですか。ですから、その辺も一緒に行政側としては進めていってほしいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、6番議員さんが地元企業がそういう意向を持っているということをお話してい

ますけれども、行政の方にそういう相談を受けたことも全くありません。ただ、申し上げますのは、今、地場材を製材をしましたと。その製材したものを建築材として使う場合については、乾燥技術が不可欠なんですよということで、うちの25年度制度資金、活用をして実は四国までうちの材を送り込んで、四国の企業が乾燥施設をもっているということで、送り込んで検証はしているということは聞いています。ただ、それはどういう形でやろうかということもまだ全く提案をしていただけていない中で、町がその部分を抱えますよということは、今の時点では申し上げられません。それで、区別というか、ごっちゃにしないで、木質バイオマスというのは、今、チップ工場を建てるんです。そして、含水率を如何に落とせるかということで、熱源としての効率が出るということはもう検証されています。ですから、その辺はきちんとチップ工場を建てる段階で、要するに乾燥をできるような形での施設整備をしようということで、26年度に予算として持っていますので、もし、その段階で提案を申し上げますので、その中でお話していただければ、質問していただければと思います。ですから、今の乾燥施設を整備したことによって、チップの要するに含水率を下げることと、建築材として材として使う、うちの要するに間伐材を製材して、それを要するに乾燥して、材と使うということは、ちょっとそれは切り離して考えていただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午後 2時10分 ）

（ 再会 午後 2時10分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

6款農林水産業費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に7款商工費。4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

先ほどは大変、失礼致しました。ただ、一点、立場変われば答弁も変わってくるなということを痛烈に思いました。私の言いたいのは、電源立地地域対策交付金、これは今までスタートして、相当な額、何億円の金をつぎ込んできているわけですよ。以前からですね、この見直しというのは、毎回、予算の度に出てきているが、しかし、視点は全然変わっていない。以前から見たら、この交付金はどんどんどんどん少なくなっているけれども、あえて言うのは、費用対効果というのは如何なものかということで、来年度以降ですね、この見直し、目の付け所、もう少し見直しをするべきじゃないかと。ちょっと担当者の意見を聞きたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、4番議員さんが言っています、電源立地交付金というのは、もう制度的にはございません。今、活用しているのは、電力移出県交付金という制度であります。それをまず、ご理解をいただきたい。電源立地については、民主党政権に変わった時点で。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

すみません。将来的に今の販路拡大事業、如何にすべきかということのご指摘でありますけれども、既にもう担当には話、私の考え方を伝えております。ですから、25年度の予算と26年度の予算を比較していただければ分かるんですけれども、もう販路拡大事業が将来的にそれはやったとしても、要するに成果として現れないものについては、26年度予算でそれは削除をさせていただいておりますので、これは新年度予算のときにもし、ご質問いただければ、その辺はきちんと話をさせていただければ、答弁をさせていただければと思います。ですから、私はずっとだらだら継続するという考え方ありません。25年度についても、精査をという話を言わせていただいて、そして、26年度の予算にその辺はきちんと反映させていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7款商工費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に8款土木費。5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

77ページの先ほどの課長の説明で、今年もゼロだったということなんですけれども、中でも一応、PRなり活動は一生懸命やっているみたいなんですけれども、逆にですね、先ほどの地域材の活用の部分で、新築なり増改築なりという件数が一応、出ているんですけれども、その辺の部分でのそちらの方に働きかけとか、そういう形ではできなかったのか、その辺、ちょっともしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

実は平成25年度の改修で対象と思われる家屋が1件ございました。それで、大工さんとあと建て主さんとちょっと打ち合わせをさせてもらったことがあるのですが、やはり前段で耐震診断という1つの過程がどうしても必要になってくるので、その辺の時間のロスがもったいないということでございます。ただ、26年度におきましては、地域材の実績もありますので、町内の大工さんたちと一緒に情報を共有しながらですね、地域材への補助金とあと、この耐震改修の補助金、バッティングはできませんけれども、お互い良い面がありますので、利用できるように情報を共有しながら打ち合わせさせていきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

今の課長の説明で、耐震診断の診断ですね、時間がもったいないというあれがあったんですけれども、費用とかそういうことではなくて、あくまでもそういう時間のロスがもったいないということで理解してよろしいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

25年度の方のお話ですと、時間ということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

もし、それをやるとしたらですね、時間的に何日くらいかかるのか、やったことがないから分からないんですけども、ある程度、やるとしたら、どのくらいの時間、実際かかるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

恐らくですね、1月くらい。ただ、手続もございます。補助金の申請があって、それから、図面を探して、調査をかけて、ですから、実質作業、恐らく1月くらいかかるんじゃないだろうか。それと、事前の書類の申請とあと、交付決定の時間をみても1か月半から2か月くらいの時間を有するんじゃないかというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

今の説明でありますと、私も今、課長の説明聞くまで、そんなに時間かかると思っていなかったんですよ。ですから、増改築やる人たちにとったら、そういう時間というものが本当に重みになってネックになってしまうんじゃないかと思うんですけども、その辺について、もう少し行政として、せっかくやってもらうための補助出すのでしたら、その辺の事前に軽減できるようなシステムというか、町でもある程度、そういう部分をやってやるとか、カバーできるということはちょっと考えられないんですか。どうですか、これから問題もありますけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

実際のところ、まだ実績がないので、耐震診断員、これを木古内だとか、函館、北斗市に登録されている方々がいらっしゃいますけれども、具体的にどのくらいかかるか話はしていないので、先ほどの1か月は想像でございます。ただ、どうしてもそういう耐震診断員の方々、設計事務所にお勤めの方々なので、ほかに仕事も抱えているので、恐らくそれくらいの月数は必要じゃないだろうかというふうに思います。地域の人たちにも説明しているんですけども、改造だとかそういうことがあれば、1回町の建築係に相談してくれと。ですから、1回相談していただいた段階で、耐震診断員の方々の紹介も出てくると思いますので、具体的にその人たちに時間の短縮等、打ち合わせさせてもらって、町民の皆様方に負担、迷惑がかからないような行政サービスをしていきたいなというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8款土木費、ほかにありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと資料お願いしたいんですけども、中学校のグラウンドの裏通りのところに道営住宅ありますよね、ブロックで積み上げた2棟、それで、あそこ今、現状入っていないんですけども、ちょっと議会報告会でどうなっているのかという話だったものですから、もし、町に払下げするような話持っていたら、払下げできるのか。そ

れとも、道営として、今後、何か計画して入居、新たに募集するのか、募集というか、道職員の。多分、道職員の入る予定ないと思うので、町があそこを何とか利用するような方法できないのかという話なんです。多分、今、無理だと思いますけれども、予算のときでいいですから、その確認していただけますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

幼稚園脇の道営住宅ですね、道職員の住宅の今後の利用計画。副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

道の住宅で、今、一部、残っている部分については、今後、どうするのかというのは詳しく話は聞いていないんですけども、実は底地が個人の方の所有地なんです。町の土地だとか、道の土地ではないんですよ。ですから、既に解体した部分について、更地にして、個人の方が欲しい方にお売りして、新しい住宅もう既に3件建っているんです。ですから、多分、あの住宅を解体した後、また個人の方に土地を売買する予定なのかなというふうには思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8款土木費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に9款消防費。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと今、書類探しているんですけども、デジタルの話の中で、福島町が抜けて、独自に予算を確保してやるんだという話がありましたよね。取り方なんですけれども、4町で組織しているのであれば、補助率が同じであれば、4町で事務整理をした方が、要するに他の町のことですけれども、要するに事務方の手間が省けると思うんですけども、それをあえて、自分たちの行政の違う部門と一緒にやるから、それからは抜けるよというのは、何か補助的にメリットあつてのことなんですか、その辺ちょっと。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、第1点は、福島消防署のデジタル無線整備、これはうちの町にもありますが、防災行政無線と一緒にデジタル化をするということがあるので、まず、別な制度を使うということです。それと、逆にですね、福島町がそういうことで、ほかの制度を使うことで、ほかの3町にとっては、メリットがありまして、渡島西部広域事務組合として、今、消防デジタル無線化に対して、国の補助申請をするときに、上限が1億5千万円になっているんですけども、それは福島町が入って4町が入ってやったとしても1億5千万円、福島町が抜けて3町でやったとしても1億5千万円ですので、今回、福島町が別にやるということで、ほかの3町にとっては、メリットがあるということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

消防費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に10款教育費、ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ページでいくと、94ページなんですけれども、図書に関してなんですけれども、

今、公民館で図書館ありまして、1人専属で配置してやっていますよね。あの方は、図書秘書というんですか、専門的な方なのか、どうなのか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

社会教育係にまず、属してはまして、図書館秘書の資格は持っていません。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

図書館法というんですか、それに基づけば、ある程度、そういう管理なり整理・保管、または閲覧、そういう知識があった方が本を借りに来た、例えば、自分は対象子どもにしているんですけれども、そういう子どもたちが来たときに、そういう専門的な知識があれば、要するに今、どういうものがオススメなのか、レベルによって、ある程度、指導というのか、貸付けというのか、読んで欲しい本の選定ができるという話なんですね。それで、以前、教育長、記憶があるかどうか分かりませんが、函館でデジタル化やっているよと、それを見てやれば、自分の欲しい本、または興味のある本が出てくる可能性があるのよと、ただ、ぼんと漠然と置いているよりは、そういうデジタル化して管理した方がいいよということだったんですけれども、いまだにやっていますけれども、どうなんです、その辺の工夫というのは。やっぱり子どもたちが興味を持っているうちにある程度、どんどん吸収できるうちにそういう専門的な知識のある人がアドバイスしながら本をこういう本もいいよと、今日来たときは、昨日と違って、こういう本を今日は読んでみなとか、そういうアドバイスもできるわけですよ。そういう方向性で要するにやるという考え方はありますか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

町の図書室について、デジタル化については、前にもご指摘いただいて、金額等も調べまして、ここでも説明したんですけれども、だいたい700万円から800万円の金額だと思うんですけれども、高額なものですから、これには移行してはいないんですけれども、今、お尋ねの内容は、町の図書室を子どもたち、それから、一般の利用者も含めて、リファレンスだとかいろいろな意味で親切にやっただけでないかということだと思います。それでまず1つは、秘書の資格はないんですけれども、今のように子どもたちのお尋ねだとか、それから、本の紹介だとかは、我々も含めて、幼稚園の園長も入って含めて総合的にその取組を行っています。もう1つは、図書館の運営に関して、4町でのつながりだとか、それから、先立ても一昨日、北斗市でそういう勉強会もありまして、こちらの方にも参加をしてもらっています。それから、新たに道立図書館と連携をして、図書館の改造講座とか、使いやすい取り方について、かなり以前から道立図書館とやり取りもしながら進めていますので、小規模な図書室なんですけれども、使い勝手は随分、工夫してきているというふうに思っています。それと、書架の工夫だとか、本の紹介等についても、子ども向けの本も多く入れていますので、子ども連れのお母さん方が使えるような館内の工夫もしましたし、それと上がってみてご承知のとおり、以前はホールには図書は置いていなかったものですから、それも含めて、一体的に使えるような工夫をさせてもらっていますので、限界は

確かに分かります。でも、それを補うのには、それぞれの町のつながりと道立図書館と職員の中でのつながりで補っている状況ですので、温かく見守っていただければありがたいなと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

できるだけそういう研修を基にして、そういう知識を深めながら今の人材を活用するというのも1つの方法だとは思いますが、ただ、先ほど教育長が言うように、前に言った質問ですけれども、ちょっと金額忘れていますが、ただ、600万円・700万円という、そっちの考えなんだろうけれども、自分はそういう報道的なものしか知りませんので、要するに学校図書館だったので、すぐに行ってくださいと。確か自分の記憶では、10何万円でパソコンでやれるという話の中で質問したと思いますので、その結果、教育長、覚えています。函館行かないで、松前行ったんだよ。松前行ってどうのこうのという答弁なんだよ、その金額どうのこうのという話ではない。だから、それが有効だということになれば、やっぱり多少の金額でできるわけですから、それが600万円・700万円かけてやれなんていう話ではないわけですから、もう一度、もし、興味があれば、興味がなければやらないんだろうと思いますけれども、子どもたちのことを思ったときには、やっぱりもう少し積極的にそれ行ってくださいということであれば、近くにあるわけですから、やっぱり教育長、渡島のやっているんでしょう、役職、そういう面では、随分、函館方面機会あるわけですから、そういう方々に立ち寄ってどういう工夫をされて、そういう金額でやっているのかも確かめながら活用できるものであれば、活用していただきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

実は断念したんですけれども、システムを入れるだけのお金のほかに、例えば、本1冊買まして、それを読み取るところに本の後ろにバーコード、今2つございます。1つは金額を示すバーコードで、もう1つは、本の種類だとかを示すバーコードが付いているんです。これをシステムに読み込むときに、その本1冊について、50円の支払いが生じるんです。これが確かに町の図書室は年間50万円という金額ですから、ちょっと今、何冊買っているか分からないですが、1千冊買ったとしても1千冊かける50であれば、そういう金額を毎年支払わなくてはいけませんし、そうであれば、そういう金額を支払うよりも、町の中の図書を充実した方がいいだろうという我々なりの結論だったんです。そここのところも理解してもらえればと思うのですが、ただ、バーコード読み込んだものを図書の担当者を整理するだけのものなら、簡単なものが確かにあります。これはもう職員の仕事上のこととしてはできるんですけれども、先ほどのように子どもの求めに応じたり、それから、借りたい人の求めに応じて自分でパソコンで検索してやるようなシステムに関しては、そういうようなお金の発生になっていますので、そここのところもご理解してもらえればありがたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それに金をかけるよりはということなんだろうけれども、ただ、自分的にも行っ

てみて、自分があまり得意な方ではありませんけれども、それ探すだけでも時間がかかるんですよ。ということになれば、やっぱりどういう工夫をするか分かりませんが、タイトルがあって、あらすじ、ポンと押したらこういう内容ですとか、そこである程度、出てくれば、要するに時間がかかなり圧縮できるし、1日行ったって、多分、10分くらいで検索可能だと思うんですよ、そういうものが本当に整理できるのであれば。ということになれば、もっともっと図書の活用も幅広くなりますし、今の状況で、確かに教育長おっしゃるような手当はしたとしても、果たして本当に自分のどこまで、読んで見なきゃということを持ち帰って、違うからまた別なものという、そういうロスもあると思いますので、できれば、そういうふうに単純に自分のある程度、希望するような図書がここなんだというラインを狭めれば狭めるほど、やっぱり活用範囲も広がるし、1冊のところ2冊読めるわけですよ。だから、そういう学校でもやっぱり図書、読め、読めと推進しているわけですから、そういう工夫もしながら、子どもたちに有効に図書館を利用してもらうという方向性で整理してもらえればありがたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

図書館の利用について、本当にご指摘いただいたんですけども、とにかく使いやすい図書室にすることが一番のモットーであって、今、ご指摘いただいたことも、もう1回考えています。ただ、金額とそれからシステム、それをどう活用するかということ全部総合的に見ていかなければなりませんので、どちらにしても利用者が使いやすいのが一番ですから、それと確かに、あいうえおで示していて、今までのご指摘の中でも本が探しづらいという指摘が実はあるんです。ある程度のは整理はして見やすくはしたんですけども、ただ、大きな町の図書室と比べて、その辺は見劣りするの事実ですので、改めて中の方でも検討もさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育費、ほかにありませんか。5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

まず、90ページの次長の説明で、心の相談員の部分で、2か月くらい空白の時期があって、実績報告書を見ますと、4月・5月の部分でゼロになっていますけれども、その辺の部分で、子どもさんなり、先生方の対応は実施してきたのか、まず1点目。

それから、94ページの図書館の部分で、最近、東京の方でアンネの日記の本、破損されていると報道されているんですけども、うちの場合は、そういう部分はないと思うんですけども、一般の貸出の本とかで、そういう破損とかそういうものがあるようでしたら、何冊くらい年間あるのか、それをまずお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

まず、最初の方の心の教育相談員の件なんですけれども、2か月間不在にはなりました。というのは、この相談員さんを北海道教育大学の函館校にお願いをして、毎年、その大学院の学生さんを先生の方から派遣をしてもらっていたシステムを取っていたんです。大学院の始まるのが4月からなんですけれども、今回、なかなか応募がなくて、時間がかかりました。2か月間という空白になりました。空白後、高校と中学

校の方に出向いていただいて、実績報告書のような回数で、内容については、進路指導だとか、学校生活等々について相談に乗っていただきました。いない間はですね、これは学校の先生方が進路担当だとか、それから、担任の先生だとか、養護の先生だとか、いろいろな子どもの相談に乗っているのはそのとおりですので、それで十分かといったら、なかなかいるといたないでは十分であればいいし、よって、心を碎きながら相談に乗っていただいたということと、来られてから先生方からも具体的に相談員の方に相談も持ちかけられているので、問題の大きなところは今のところ指摘されていません。

それから、図書の関係で、アンネの日記の本なんですけど、まず、このことについて、今回、毎月、図書室にそれぞれのコーナーを1か所設けているんですけど、1つのコーナーにアンネの日記置いてみました。今、置いてあります。破損の件なんですけれども、滅多にはないんですけどもあります。1つは、子どもだと思んですけど、破くのではなくて、鉛筆で書いてあるもの、今まで1度だけなんですけれども、それと紛失した本はありません。すみません、もう1つありました。トイレに投げられたのが、1回あったんです。2年くらい前に。その2回になります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

ある程度、現場で対応してきたということで分かるんですけども、ただですね、やはり今までの何回も質問しましたように、いじめとかそういう部分でですね、やっぱりそういう緊迫した状況がないから良かったんでしょうけれども、そういう部分が発生した場合、誰が対応するか、本当に末恐ろしいなとちょっと対応できなく困ってしまうのではないかなとそれがまず心配があったものですから1点目。それで、各現場の方でこれができるようであれば、心の相談員さんも必要ないという言い方失礼ですけども、手当てする必要もなくなってしまう。でも、今、教育長が来てからいろいろな形で相談をできるということで、まだ必要なのかなと思うんですけども、これからもですね、なるべくならそういう早い、4月なら4月までに年度当初からこういう手配をできるような形でこれから頑張ってもらいたいと思うんですけども。

それから、図書室の部分でですね、前隣町の方で年に1回講習受けに行ったときにですね、木古内の方では、ある程度、古くなった本を無料で一般の町民の方に自由にお持ち帰りくださいというようなことをやっているものですから、私も2冊もらってきた経緯があるんですけども、そういうような形のものうちの町は実施することはできないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

除籍した本をご自由にお持ち帰りくださいというのは、町の文化祭、そのときに行っています。実はそのときに余った本も今も置いてあるんですけども、あと通年、図書室の右の入り口の下の方の書棚の一角が、文化祭の前まで除籍の本が置いてあって、ご自由にお持ち帰りくださいという札も付けていましたので、通年、取り組んでいますけど、そんなに頻繁にやっぱり持ち帰ってはいただけじゃないような状況でずっとそのまま残っていることがあります。そういう現状です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

高校教育でお伺いしたいと思うのですが、代々木ゼミナール、アカデミック講習を実施してですね、この間、3月1日高校生を送り出して、専門学校を含めて大勢の皆さんが進学をしたと。そこで、このアカデミックコース、講習をやった効果というか、もし、あったとすれば、お知らせいただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

今の高校3年生が入学したときに、アカデミックコース制がスタートしまして、結論から言いますと、効果は大きなものがあります。具体的にまず、申し上げますと、今回の卒業生の中で、まず、センター試験を受験した子が4名、去年はセンター試験を受けた子が1名で、私立の大学をりましたが、今年は4名の子がセンター試験を受けまして、今日の報告で1人北海道教育大学には合格しました。よって、1人はだめな子もいたんですけども、子どもたちの中で、自分たちでアカデミックコースに入りながら、それから、講習も受けながら、自分で勉強もしながら進学を目指したいという意欲が非常に高まってきたというふうに思っています。それと一緒にこのアカデミックコースを設置したときに、知内高等学校、物理の履修ができなかったのですが、よって、理数系の大学に進学する場合に、非常に不利なような状況がありました。それで、物理の担当の先生を配置していただきまして、それも同時に取り組んで、その結果として、今年、工学系の国公立にも進学できたということを考えていきますと、このアカデミックコースを入れることによって、子どもたちが将来の自分のキャリアアップをどう図っていくかというイメージを持つのも1つですし、そこに向かって、何をどう積み重ねていったら合格できるのかという目途も立てられているのかなど。よって、1年次目ですけども、ある程度の効果は大きな効果がありましたので、これを1つの財産にしながら、次年度と積み重ねていければ、特色ある高校にはきっとなっていくだろうと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に12款公債費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ほかに歳出全般に質疑ありませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりました。歳入並びに地方債、繰越明許費一括質疑を行います。

歳入は1款の町税から20款の町債までであります。質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

繰越明許費、本当に幼稚なことで、名称の事業名というのか、きちんと当初予算書で謳ったときの事業名でもって繰越明許で出すならいいけど、私の勉強不足になりました。新たな難視対策事業費、この事業ってどこにあったべということで一生懸命探しました。説明の事業は違うんです。共聴なんです。なぜ、共聴とはじめから事業名として載せないのかなど。あとほかの方は全部その事業で載っている。これだけ何か、

何もないんでしょう。たまたまこれでやったという話だけなんでしょう。それであれば、うんと返事すればそれでいいです。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。歳入の方ですね、20ページをちょっとご覧いただきたいのですが、歳入の方の20ページで、4目総務費国庫補助金、こちらの方で、目の説明で新たな難視対策という事業名を使っていて、それから、説明の方で共聴施設ということで、確かにご指摘のとおり、歳出は共聴施設というふうにしていて、繰越明許費では新たなというふうにして、大変、分かりづらくて申し訳ございませんが、とりあえず、そういうことで、共聴施設の事業の大まかなくくりは、新たな難視対策という事業になっているということをご理解をいただきたい。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。質疑打ち切ってよろしいでしょうか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再会は午後3時と致します。

（ 休憩 午後 2時43分 ）

（ 再開 午後 3時01分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第2号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第2号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第2号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ4, 749万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7, 267万7千円とするものであります。

次に2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。18ページをお開きください。18ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費に12万8千円を減額致しまして、241万3千円とするものであります。9節旅費から13節委託料まで、それぞれ不用額と見込まれる額、不足と見込まれる額を補正するものであります。

次に19ページ、2項町税費、1目の賦課徴収費で、今回、補正額は載せてごさいませんが、財源内訳の変更をしてごさいます。

次に2款保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費で4千万円を減額し、3億5, 843万4千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険者負担分として4千万円の減額であります。本年度の給付見込額により減額するものでありますが、ここで先ほど一般会計で吉田議員さんから質問がありました件ですけれども、平成24年度と比較致しまして、1人当たりの医療費が1万1, 278円、2年前の23年度と比較しますと2万7, 252円ということで現状している状況にあります。

次に21ページ、2目の退職被保険者療養給付費につきましては、補正額ありませので、財源内訳の変更でごさいます。

次に3目の一般被保険者療養費につきましても、財源内訳の変更でごさいます。

次に23ページの4目退職被保険者療養費につきましても、財源内訳の変更でごさいます。

次に5目の審査支払手数料で3万円を減額し、112万3千円とするものであります。12節役務費で審査調査支払手数料で3万円の減額であります。

次に25ページ、26ページにつきましても、それぞれ補正はなく、財源内訳の変更でごさいます。

次に27ページの3目の一般被保険者等高額介護合算療養費、次に3項移送費、1目一般被保険者移送費につきましても、補正額はなく、財源内訳の変更であります。

次に29ページ、2目の退職被保険者移送費につきましても、財源内訳の変更でごさいます。

次に5項葬祭諸費で、1目葬祭費で15万円を追加し、45万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で葬祭費に不足が見込まれるため、15万円を補正するものであります。

次に31ページ、3款1項1目後期高齢者支援金に31万3千円を減額し、7, 841万7千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の後期高齢者支援金31万3千円の減額で、支援金の額の確定により減額するものであります。

次に32ページ、5款1項1目の老人保健医療費拠出金につきましては、財源内訳の変更でごさいます。

次に33ページ、6款1項1目の介護納付金に16万円を減額し、3, 534万8千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で介護納付金の減額であります。額の確定であります。

次に7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金で196万4千円を減額し、1, 607万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で高額医療

費共同事業医療費拠出金の確定により、196万4千円の減額であります。

次に35ページ、3目の保険財政共同安定化事業拠出金で267万3千円を減額し、6,849万4千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金の確定により減額するものであります。

次に8款1項保健事業費、1目の保健衛生普及費に238万円を減額し、550万7千円とするものであります。9節旅費で研修旅費10万円の減額、11節需用費、13節委託料でそれぞれ不用と見込まれる額を減額するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税で50万1千円を減額し、1億4,910万3千円とするものであります。医療費給付分現年課税分から介護納付金分滞納繰越分までそれぞれ収入見込額により調整をするものであります。

次に4ページ、2目の退職被保険者国民健康保険税で73万5千円を追加し、943万6千円とするものであります。医療給付費分現年課税分から介護納付金分現年課税分までそれぞれ収入見込額により追加するものであります。

次に3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に2,391万8千円を減額し、9,889万3千円とするものであります。現年度分として療養給付費負担金から現年度分として療養給付費負担金から後期高齢者支援金負担金までそれぞれ減額するものであります。

次に6ページ、2目の高額医療費共同事業負担金に49万1千円を減額し、401万7千円とするものであります。高額医療費共同事業負担金として49万1千円の減額で、収入見込額により減額するものであります。

次に3目の特定健診等負担金で8千円を減額し、141万5千円とするものであります。特定健診等の負担金の8千円の減額です。

次に8ページ、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に913万3千円を減額し、5,438万6千円とするものであります。普通調整交付金の収入見込額により減額するものであります。

次に5款1項1目の前期高齢者交付金2,281万4千円を減額し、1億4,983万円とするものであります。前期高齢者交付金の収入見込額により減額するものであります。

次に10ページ、6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金で49万1千円を減額し、401万7千円とするものであります。高額医療費の共同負担金として収入見込額により減額するものであります。

次に2目の特定健診等負担金で8千円の減額で141万5千円であります。特定健診等負担金8千円の減であります。

次に12ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金に294万6千円を追加し、4千万円とするものであります。普通調整交付金、それから、特別調整交付金、それぞれ収入見込額により増減するものであります。

次に7款1項共同事業交付金、1目共同事業交付金に2,670万6千円を減額し、5,730万8千円とするものであります。これにつきましては、高額医療費共同事業交付金保険財政共同安定化事業交付金でそれぞれ減額をするものであります。

次に14ページ、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に29万8千円を減額し、3,800万4千円とするものであります。保険税軽減分保険者支援

分、それぞれ増減をしてトータルで29万8千円の減額であります。

次に2項基金繰入金、1目の基金繰入金で3,200万円を追加し、3,200万1千円とするものであります。基金繰入金3,200万円の追加であります。これは25年度の収入決算見込みにより繰入れするものであります。現在基金残が3,217万1千円、この中から3,200万円を繰入れするものであります。今後の医療費の給付の見込みによりましては、1千万円以内の繰入れで済みそうな状況にもなっております。

次に16ページ、11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目の一般被保険者延滞金に130万円を追加し、131万円とするものであります。一般被保険者保険税の延滞金として130万円を追加するものであります。これにつきましては、現在、納付されているものを含めまして収入見込みにより計上してまいります。

次に3項5目の雑入に11万1千円を減額し、41万9千円とするものであります。雑入として、後期高齢受給者証の再交付経費として11万2千円の追加、特定健診一部負担金として22万3千円の減額であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

去年も一般療養給付費90%台に下がって、そのほかに逆に言うと、退職者の方が100%以上伸びたということで、その辺の要因は、先ほど一般の方はいろいろな形の要望とか啓蒙・啓発の部分が効果が出てきているのかなということで説明で、この退職者の部分は伸びている部分の要因は、まず、どのようなことが考えられるのか、その1点と、それから、今回、基金の方から3,200万円ほど繰入という形で、1千万円で済むんじゃないかということなんですけれども、その辺の部分のどの辺まである程度、うちの場合は9千万円以上の滞納が国民健康保険税の方が約半分ということで、その辺の部分でどのくらいまで圧縮できる予想なのか、その辺まず、2点ほどお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。一般被保険者につきましてはですね、毎年50人から100人くらいの間で減っている状況にあります。したがって、給付費ももちろん総体的には減ってくるんですけれども、退職者につきましてはですね、総体の人数が少ないものですから、その中でやはり入院等があれば、医療費が伸びていくという状況になっているということです。したがって、退職者につきましては、退職してすぐやっぱり医療給付を受ける方が多くなっている状況にあるのかなということで、今、分析しております。それから、3,200万円の基金を繰入するわけでありましてけれども、現段階では、1千万円程度で収まりそうだという見込みは立てているんですけれども、最後の2か月分はまだ医療の請求が来ておりませんので、かたいところを見て3千万円を繰り入れする形であったということでご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

滞納の方もどのくらい今までこれから5月の会計の閉める部分で、どの辺まで繰越の滞納の部分が圧縮できるかなと質問したんですけれども、それ分かりませんか、予想は。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。どの程度までというのは、具体的な数字はあれですけれども、これまで平成24年度まではですね、滞納の徴収率というのは、10%台で推移してきたんですけれども、25年度につきましては、35%近くの数字でいけそうだと思いますので、26年度につきましても、これ以降その予定で今、進めていく予定にはなっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第3号、『平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第3号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,668万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

4ページ、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で198万5千円を減額し、5,381万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険料等の負担金の収入見込額により198万5千円を減額するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。3ページ、歳入であります。1款1項1目後期高齢者医療保険料で198万5千円を減額し、3,250万1千円とするものであります。後期高齢者医療保険料特別徴収額で115万3千円の減額、普通徴収額で83万2千円の減額で、本年度の収入見込額により減額をするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第4号、『平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第4号、平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成25年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,180万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理

費、2目設備維持費から464万円を減額し、5,875万8千円とするものでございます。11節需用費で電気料の不用と見込まれる額、13節委託料、15節工事請負費で事業費確定によりそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金から45万円を減額し、305万円とするものです。長寿命化計画認可変更業務の事業費確定による社会資本総合交付金を減額するものでございます。

4ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から事業費確定により419万円を減額し、1億4,239万8千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第5号、『平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,791万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。歳出からご説明致します。1款総務費、1項総務管理

費、2目施設維持費から25万円を減額し、837万4千円とするものです。13節委託料で委託費の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

3ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から25万円を減額し、2,975万2千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第6号、『平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第6号、平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成25年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億7,931万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。7ページをお開きください。

7ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費に80万9千円を追加し、390万5千円とするものであります。13節委託料で介護システム改修事業74万6千円の追加、介護システム保守処理委託料で6万3千円の補正であります。これにつきましては、4月1日の消費税改正に伴う介護報酬等の改正により、改修が必要となるものであります。

次に8ページ、2款1項保険給付費、1目の介護サービス等給付費に130万円を

減額し、4億481万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で介護サービス等給付費に130万円の減額であります。

次に2項1目高額介護サービス等給付費で130万円の追加をしまして、855万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で高額介護サービス等給付費に不足が見込まれることから130万円を追加するものであります。

次に10ページ、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目の包括的支援事業費で22万5千円を追加し、1,113万2千円とするものであります。2節給料から4節共済費まで人件費にそれぞれ追加するものであります。職員の昇格に伴う不足額を追加するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料に330万円を追加し、7,439万9千円とするものであります。現年度分の保険料で第一号被保険者保険料に収入見込額により330万円を追加するものであります。

次に4ページ、3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金として37万2千円を追加補正するものであります。介護保険システムの改修に伴う事業費の追加補正であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金として66万2千円を追加し、1,697万9千円とするものであります。事務費の繰入金として66万2千円を追加するものであります。

次に6ページ、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金として330万円を減額し、512万8千円とするものであります。これにつきましては、保険料の収入見込みにより調整するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山議員。

◎ 1 番（西山和夫）

議案とは関係ないですけれども、介護について、今、制度的に要介護支援1・2の中で、法改正になれば、それぞれの自治の対応ということになりますけれども、前に一度、老健に行ったときに、入所条件が要介護4からという話の中で、4の中で入っている人が例えば回復して、1・2・3になっても、本人の希望があれば、そのまま老健に入って入れるんだという話がありました。それが今度、改正されようとしている中ではどういう扱いになるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。今の段階では、その方が必ずしも退所するという事にはならないと思います。やはり入っている人を優先するというのが制度としてあるわけですから、ただ、今の段階ですと、制度が全く見えない状況です。したがって、平成26年度は、次期計画の計画年でありますので、それまでには国の方で方針が出てくると思いますので、平成26年度の計画の中ですと、整理をしまして、議会の方にも説明できると思います。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第7号、『平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について。

第1条、総則でございます。平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。平成25年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）年間総給水量でございます。3浄水場合わせて848,000^mに16,720^mを追加し、954,720^mとする。

（3）1日平均給水量でございます。3浄水場合計1,323^mに293^mを追加し、2,616^mとする。

第3条、収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を次のとおり補正する。

収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益で1億1,574万6千円に1,102万円を追加して、1億2,676万6千円とし、水道事業収益合計で1億2,806万9千円とするものでございます。

次のページをお開きください。支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用で9,066万円に38万円を追加して、9,104万円。水道事業費用合計で9,401万8千円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金5,177万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金4,485万4千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入におきまして、1款資本的収入、1項工事負担金で492万円から45万円を減額し、447万。資本的収入合計で500万5千円とするものでございます。

支出におきまして、1款資本的支出、1項建設改良費で5,664万7千円から732万3千円を減額して、4,932万4千円とし、資本的支出合計で5,639万9千円とするものでございます。

次のページ、予算実施計画で内容をご説明致します。3ページでございます。

平成25年度知内町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益で1億1,574万6千円に1,102万円を追加して、1億2,676万6千円とするものでございます。これは吸水収益におきまして、水道使用量が特に北海道電力分が見込みにより増加したことによります。

4ページをお開きください。支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用で9,066万円に38万円を追加して、9,104万円とするものです。これは動力費におきまして、浄水場の電気料に不足が見込まれることにより追加するものでございます。

続きまして、5ページでございます。資本的収入及び支出の収入でございます。1款資本的収入、1項工事負担金で492万円から45万円を減額し、447万円とするものです。これは工事負担金におきまして、消火栓更新工事の事業費確定によるものでございます。

6ページをお開きください。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費で5,664万7千円から732万3千円を減額して、4,932万4千円とするものでございます。これは1目浄水施設改良費から4目消火栓設置費までの事業におきまして、事業費確定による減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

留保資金でちょっとお尋ねするんですけども、以前、監査のときから留保資金の資料について数字的に随分間違があるということで、なかなか数字が出てこなかったという経緯があります。それで、自分監査退いてから、たまたまその資料をお願いしてもらった経緯の中で課長ともやり取りしてきました。それ以後ですね、それらの数字確定したのか。そして、今、現在、我々が資料要求した場合ですね、正確な数字が出てくるのか。以前の話の中では、システム改良に向けて、それまでは何とか整合性整理するというお話でしたけれども、どうなりました。結果的に。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

補填財源表についてのお尋ねだと思います。今回の公営企業会計システムにあたりまして、公営会計システム導入というのは、そもそも方向性が契機でございますが、この法改正に合わせまして、昔からの固定資産整理しました。結果ですね、補填財源表については、まとまっております。今、年度末でございますから、平成25年度の決算の数字を入れた段階で、平成25年度末の補填財源表の経過表というのはお出しすることはできません。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確かに議会では正式な書類ではありません。議会の中ではね。参考資料という言い方がいいのかどうか分かりませんが、それが我々はずっと信じてある程度、やり取りしてきたつもりなんですよね。要するにこういうように処分方法もあるわけですから。そちらの数字と議会で提出してきた数字が合わなかったということになりますと、随分問題なのかなと自分的には思うんですけれども、それはあくまでも参考資料だからしょうがないんだという考えなのか、それとも、ある程度の整理した段階で、それなりの説明があるのか、その点。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

予算上に過去説明しております、過年度分損益勘定留保資金、この金額については間違いございません。ただ、この損益勘定留保資金を含めた全ての補填財源、現金の基となる財源、これについては、正式な書類ではございませんので、過去に監査委員の方には出した経過があるのかもしれないかもしれませんが、正式な書類じゃないということでお考えいただきたいと思います。ただ、今回につきましてはですね、今、説明したように、確定金額ということで整理付いておりますので、お出しすることは可能でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

要するにこっちでは預貯金いくらあるよ、留保資金の方では預貯金なんぼある、要するに財源のもとになるものは同じなわけですよ、2 つとも。それらの中で、要するに最終的にこっちを見ればこういう数字、こっちをみればこういう数字で合わなかったと。すれ違いがあったという中で、確かに参考資料とはいえ、やっぱりある程度の整合性がなければ、お互い参考資料とはいえ、資料なわけですから、それに基づいて、やっぱり監査するという経過もあるわけですから、それが単なる参考資料だから別にいいんだという聞こえが感じられるんですけれども、その辺の認識というのはどうなんでしょう。随分、漁業組合と話をしてみたら、やっぱり書類的なものが全然違うものですから、考え方も多少変わってくるということで、ただ、整合性を考えれば、やっぱり参考資料とはいえ資料の一部ですから、同じになるべき何だというものの考え方でいかないと、なかなか整理できないよという話なんですけれども、どうなんでしょう。専門的にはそれでいいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今のお話の中で、こちらとこちらというお話がありましたが、補填財源というのはですね、今ある現金の裏付けとなるものです。それで、予算で説明しています過年度分損益勘定留保資金というのは、現金の中にある一部分です。ですから、大本はキャッシュがあって、そのキャッシュの裏付けとしては、補填財源表があって、その中にこういう勘定留保資金の一部が組み入れるということでございますので、まず、今ま

での損益勘定留保資金の扱いについては、誤りがないと。ただ、補填財源表についてはですね、いろいろ見てもクエスチョンマークの付くところがあったので、なかなかご説明付かないところがあったのですが、今回につきましては、全部整理が付きましたので、説明は可能でございます。ですから、今までの補填財源表と今回の補填財源表というのは、数字的には結構大きな違いが出てきておりますが、裏付けとしては現金でございますので、取扱いに誤りがなかったというふうにご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 3時39分 ）

（ 再開 午後 3時41分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 平成25年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、報告第1号、『平成25年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づいて、平成25年度の知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、ご報告致します。

まず、対象事業についてお話しします。平成25年度の点検評価の対象は、1ページから10ページに記載してあります、平成25年度教育行政施策体系に基づき、施策の進捗状況などについて点検・評価致しました。

続いて、11ページの教育委員会の会議等の状況についてお話し申し上げます。平成25年度は、知内町子どもいじめ防止に関する条例の制定に向けた協議、知内町インクルーシブ教育システム構築モデル事業、学校運営協議会設置に関する規定など教育

課題解決に向けた取組みを進めることができました。

続いて、教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会などの活動状況についてお話申し上げます。13ページをお開きください。まず、就学指導委員会は、学校教育法施行例の一部改正により、就学先を決定する仕組みなどが改正されたことにより、就学相談員を新たに委嘱し、保護者からの相談などきめ細やかな対応を進めることができました。給食センター運営委員会では、平成26年度4月からの消費税引き上げに伴い、給食費の改定について協議するとともに各学校での保護者説明会を開催致しました。下の方にある体育指導委員会では、新たに町民体力テストを実施し、多くの参加者を得、健康に関心を向ける機会となりました。

14ページの下段2つ目の知内町インクルーシブ教育推進会議は、文部科学省指定事業を進める機関として設置しました。研修視察のほか教育相談や就労に向けた取組みを進めています。なお、平成26年度に向け、新たに申請の方を今、出しています。

続いて、19ページからの重点的に点検・評価した事業についてお話を申し上げます。平成25年度の事業の点検・評価については、教育推進重点事業、社会教育の充実、スポーツの振興、郷土資料館活動の充実、文化交流センター活動、給食センター事業について、点検・評価を実施致しました。

まず、最初に教育推進重点事業は、3年目の取組みとなっております。その中で、何点かについてお話申し上げます。まず、19ページの子どもの学力を育てる取組みですが、子どもたちや保護者などへのアンケート調査で、学校生活が楽しいとの回答では、そう思うとややそう思うの合計が小・中・高とも80%以上となっております。また、保護者でも学校生活に満足している、ややそう思うの合計が80%以上となっており、日頃から教職員と生徒、生徒同士の関係が良好な状況であることがうかがいしれます。しかし、25年度学力・学習状況調査結果から改善に向けた課題があることによりB評価と致しました。

続いて、20ページの子どもの体力・運動能力を育てる取組みについてお話申し上げます。知内町の課題であった子どもの柔軟性向上の取組みが25年度一定の成果を示した年度となりました。学校・家庭などで取組みが充実していることと推察されます。また、食育においては、栄養教諭と連携した指導が計画的に実践されたことを評価し、Aと致しました。

続いて、21ページの豊かな人間性を育てる取組みについてお話申し上げます。いじめ防止に関する条例の制定とともにきめ細やかな調査の実施、いじめ撲滅に関する学校での取組みが進められました。情報モラルに関する課題は残るものの、知内町として子どもの健全な育成に取り組んでいくことのメッセージを示したことなどを評価し、Aと致しました。

続いて、22ページの信頼される知内高等学校教育の確立についてお話の方申し上げます。コース制を導入し、その成果を示した年度となりました。知内高等学校教職員が一丸となり、学校改善に取り組んだ成果として、A評価と致しました。

続いて、社会教育の充実にかかわる取組みについてお話申し上げます。28ページお開きください。社会教育の充実にかかわる取組みから放課後子ども教室推進事業についてお話の方申し上げます。評価課題に記載しているように、本来の目的からずれ、子どもを預けるとか、習い事の間となっている傾向が見られることや、指導者の確保に課題があることにより、B評価と致しました。今後のこの事業の教育委員会としての取組み方に課題があると思っています。

続いて、スポーツ振興にかかわってお話申し上げます。32ページ、お開きください。スポーツ振興に関わる取組みでは、合宿・大会誘致を行い、各スポーツ施設の有効活用が軌道に乗ってきていることから、A評価と致しました。

続いて、33ページからの郷土資料館の活動の充実についてお話を申し上げます。この項目では、38ページになります。町史編纂事業において、25年度完成がずれ込んでしまったことよりC評価とし、26年度完成・製本・配付に向けた取組みを進めています。

続いて、文化交流センターの活動です。39ページをお開きください。文化交流センターの活動では、施設利用拡大などの課題を有することにより、B評価とし、26年度には施設活用に関する検討の場を持つ計画を進めています。

終わりに40ページをお開きください。給食センター事業ですが、安心した給食を配食できる環境整備やアレルギー対応などを評価し、Aとしました。

以上、かいつまんでお話しましたが、お手元の報告書で平成25年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告とさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

報告の案件であります。特に質疑があれば、許します。質疑ありませんか。
2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

40ページちょっとお願いします。学校給食の充実と書いてあるんですけども、議会報告会の中で、ちょっと地元の生産者が以前からこの給食組合にじゃがいもを供給して、去年もやるといったら、知内産でこういうものがあるのかという、そういう認識が足りないというあれで、それでこっちから給食にじゃがいもを寄贈してきたんだが、もうやめましたというそういう声が聞こえた。それで、ここでこの地場産の食材をより多く活用したいが、今のところ決まった答えが限られて、知内町の給食で管理栄養士さんなり担当者が本当に知内町にそういうものがあるのかということで、認識しているかどうかと思う。あるのに。そして、以前2・3年前に置戸町で有名な栄養管理さんが地元産の食材を使って、学校給食に用いて講演でも歩いているということでテレビでやっていたものですから、その辺を知内町産の給食関係、栄養士さんはどうなっているのか、ちょっと一つお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、地場産の使用に関しては、かなり気を付けながら使っているというふうに認識しています。具体的にどの程度使っているか、今、資料がないんですけども、前のことから思い出して、ほうれん草だとか、それから、ニラ等々については、地場のものをかなりの頻度使っていると思いますので、なるべく地場産のものを活用しながら、給食を提供したいと。それと、米飯の米についても、給食会の方をお願いをしまして、地元のお米を使って米飯の提供を行っているということです。ただ、通年にわたって手に入らないもの、または、使用できないものがありますので、ものによっては、利用度がかなりパーセンテージが違うというのは分かります。以上になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

何年も永遠と生産してきているものだから、そういうふうな地元でそういう食材があるということ自体を理解していないんだべかと思うのさ、俺ら。ニラ・ほうれん草ばかりで、そのほかに多種多様なものがあるんだけど、それをあるのに、そういうものがあつたんだべかとか、そういう認識しかないというのが俺、ちょっとおかしいんじゃないかと。せっかく寄贈してきてまで、知内町の学生さん、子どもたちに食べさせてくださいと何年も持ってきていたのに、それが分からないで、こういうものあつたんですかと言われたところで、何か面白くなくて、突然やめてしまったという話なんだ。だから、その辺をもう少しあるのであれば、今までやってきたのに理解して、きちんとかつたものありますから、例えば、子どもたち、小学生に食べさせて、地元産こういうものがあるんですとこれも食育活動の一環としてやっていってもらえればと思うんですけども、答弁いいですから、そういう現状がありますので、今後ともひとつ、できたらそういうふうな使用していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

ご指摘してもらったことについて、僕らも承知していなかったんですけども、しかし、不都合があつたら大変失礼なことですから、実際に調査もしてみます。地場のものがどれだけのものがどの時期に何が取れるか、一覧表あるはずなんです。僕も見ることがあるんです。それらに基づいて、栄養士さんの方も栄養教員の方も工夫もしていきますので、また何かありましたらご指摘していただければありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、谷口君。

◎ 5 番 (谷口康之)

給食センターの部分で、評価はA評価ということで、この内容を見ますと、アレルギー体質に対する取組みを積極的にやっているようですけれども、ただ、この部分です、うちの学校全体でアレルギー体質を持っている生徒さんの数とか、全部把握しているのでしょうか。もし、あつたら、どのようなアレルギー反応を持って、何人くらいいるのか、教えてもらいたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

まず、給食のアレルギーのこの調査なんですけれども、昨年の平成25年の2月22日の教育委員会の文書で、学校とも協議をして、25年度に学校生活管理表という全国の学校保健会のつくっている表なんです、これに基づいて、全校調査を行いました。それで、この内容からですね、1人が香辛料アレルギー、コショウとか、刺激物については避けてほしいと。そのほか、幼稚園等々でもアレルギーの保護者から全部いただきまして、それを学校の保管とそれから、教育委員会の保管に2つおりに分けました。両方とも同じものを持っています。我々持っているものと給食センターの栄養教諭とも情報交換をしまして、必要であれば、特別食も作りましょうという話をしていたんですけども、今回のこの調査では、特別食まで至ることがないものですから、日常の対応だけで間に合うという現状です。平成26年度も入学するお子さんと合わせて、もう一度、全校一斉の調査、全部の調査を行いたいということ

進めていました。これを3年ほど続けると、ある程度の目途が見えてくると思いますので、その後、例えば、入学生だけにするとか、対応をどうするかなども考えていきたいなど。なお、重篤なエピペン等々指導するような状況ありませんので、アレルギーに対する勉強会みたいな養教さんや学校保健会で行いましたので、特殊なエピペンを使うような事態が起こった場合には、その使い方について、実は保坂先生の方にもお願いをして、そのときには打ち方等々についてご教授願いたいということでお話の方してあります。そういうような状況です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。特にないようでありますので、報告第1号はこれで終わります。

● 平成26年度知内町行政執行方針について（町 長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、『平成26年度知内町行政執行方針について』を議題とします。町長から説明願います。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成26年知内町議会第一回定例会の開会にあたり、町政執行について私の所信を申し上げ、町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この1年を振り返って見ますと、冬の大雪や、夏の不順な天候の影響により、農業では、生育遅れなどで、ニラ・ほうれん草・水稻などの主要農作物の生産販売額は一部の作物を除いて、軒並み前年を下回り、とりわけ、本町を代表する産品でありますニラは、3年連続して生産販売額10億円を達成しておりましたが、残念ながら、大台に届かない結果となりました。

一方、漁業も一昨年夏から秋にかけて高海水温等による影響で、ホタテや中間育成ウニが大量に斃死したことから、養殖漁業にあっては依然として漁獲回復には至っておりませんが、秋サケについては、一昨年の記録的不漁から脱し、回復の兆しが見えてきたことは、今後において少なからず期待できるものと考えているところであります。

さて、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、安倍内閣では「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を一体的に推進してきました。その効果もあり、実質GDPが4半期連続でプラス成長するなど国内経済は着実に上向き基調と言われております。他方、中小企業・小規模事業者や地域経済での景気回復は、未だ十分浸透せず、業種ごとにも業況にばらつきがみられます。また、物価動向でもデフレ脱却には至らず、本年4月の消費増税に備え、「好循環実現のための経済対策」として5.5兆円の補正予算により、実質GDPを1%押し上げ、25万人程度の雇用創出を促すことなどに重点的に取り組むこととしておりますが、経済対策をはじめとした国の動向を十分注視しながら、あらゆる制度を有効に活用して、本町においても経済対策の効果が実感できるよう各種の施策を講じて参ります。

農林漁業を基幹産業とする本町にあっては、生産の維持増大が本町の持続的な発展に必要な不可欠であることから、農林漁業の振興発展を第一に考え、さらに、商工業の

振興発展、雇用対策、教育福祉の充実、子育て支援や高齢者の生きがい対策、町民皆様が安全で安心して快適に生活できるよう生活環境整備など、より住み良い町づくりを進めて参りますので、町議会議員の皆様、そして、町民皆様の一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に、町政に対する基本的な考え方について申し上げます。

私は、町民皆様の参加と協働による元気で活力ある豊かな知内町の実現を目指し、あわせて、職員一人ひとりが町民全体の奉仕者であることを常に意識し、町民皆様が温もりを実感できる「笑顔かがやく躍動の舞台（まち）」をつくり上げるため、引き続き努力して参りたいと考えております。

また、元気で豊かな知内町実現のために7つの目標を掲げ、町民皆様との「まちづくり懇談会」では、町の施策に対する多くの貴重なご意見をいただき、町政に活かして参りました。

今年度は、私が町政を担わせていただいて4年目を迎えることから、町民皆様とのお約束のもとに進めて参りました施策・事業の成果を検証しながら、引き続き町民の目線に立った協働の町づくりを、職員一丸となって町民の皆様と共に進めて参りたく存じますので、何卒ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「地場産業の振興によるまちづくり」であります。

本町農業は、これまでも他産地との差別化を図りながら、安全、安心で良質な産品を安定的に提供できる体制の構築を進めて参りました。農業基盤の整備充実を図るとともに、従事者の高齢化や担い手不足などの課題に対し、生産者・関係諸団体による「南渡島地区農業振興対策プロジェクト」と連携を図りながら、解決方策について検討を進めて参ります。

林業では、森林資源保全のため間伐などの森林整備とあわせて林業専用道の整備を実施して参ります。また、産出木材の「地材地消」による一層の利用拡大を図るため、地域材活用住宅助成制度を継続実施するとともに、公共施設の整備に際しても積極的に利活用するほか、未利用材をバイオマス資源として有効活用して参ります。

漁業にあっては、一昨年の高海水温により養殖漁業への影響と、回遊魚の減少による漁獲低迷が依然として続いております。一方、秋サケが若干ながら回復したことは明るい話題であり、今後とも沿岸資源の増大対策や養殖漁業への転換、カキ・ホタテ・マコガレイなどのブランド化に努め、本町漁業の振興と漁家経営の安定化を図って参ります。

商工業については、商業では依然として購買客の町外流出が続き、また、製造業や建設業では景況感が改善しているといわれているものの、中小企業・小規模事業者にとっては未だ厳しい状況が続いており、商工業振興のため支援を継続して参ります。

観光振興は、北海道新幹線の開業が2年後に迫り、近隣他市町と連携を図りながら、本町の資源や特性を最大限活用した体験観光を含めた観光振興についての具体的な事業展開の体制確立や事業計画を策定して参ります。

農業の振興については、生産性の向上を図るため、「野菜集出荷施設」の施設再編や生産性向上、農地集約化、省力化などについて協議、検討をします。

重内地区及び重内第二地区用水路等整備事業の受益者負担の軽減を図ります。

新規就農支援事業による担い手対策や研修生受入れのための住宅確保や農家支援を行います。

新函館農協知内支店が開催する、担い手養成講座の開設を支援します。

農業担い手育成・労働力軽減対策について、農業振興公社等の設立も視野に引き続き関係機関・生産者と連携して検討します。

国営土地改良事業の農家負担軽減対策についても、関係機関・期成会と協議を進めます。

次に林業及び林産業の振興についてでございます。

地域材を利用した、町民プールと子ども交流センター複合施設および矢越山荘を開設します。

木質バイオマスを町民センターなど公共施設の暖房熱源として活用するため、「木質資源貯蔵施設・木質バイオマスボイラー施設」を整備します。

森林資源保全のため間伐等の「町有林整備事業」を実施するとともに、森林整備の基盤となる林業専用道を整備します。

地材地消推進のため、住宅建設等に対して「地域材活用住宅助成事業」を継続実施します。

人工造林や除間伐など森林整備に対し、国の制度資金に町独自の上乘せ補助を継続実施します。

地元スギ材の有効活用及び需要喚起について、関係機関等と検討を進めます。

水源涵養や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全のため「水源林造成事業」を実施します。

有害鳥獣被害防止のため電気柵設置や捕獲罟監視装置を導入する「有害鳥獣被害防止対策補助事業」を実施します。

次に漁業の振興については、さけます資源維持増大のため「さけ・ますふ化場河川水取水施設整備事業」を支援します。

ホヤ・ナマコの事業化に向け種苗生産体制確立のための資源培養管理型漁業の振興を図ります。

ウニ・アワビの種苗放流により、沿岸資源を増大し採貝漁業の推進を図ります。

ウニ養殖施設増設事業助成により、漁家経営の安定化を支援します。

「水産多面的機能発揮対策事業」で藻場保全や海域調査などの事業を実施します。

漁業担い手育成のための支援策を関係団体や生産者と連携して検討します。

水産物のブランド化や販路拡大事業を支援します。

小谷石漁港の越波対策事業の促進に向け要望活動を継続します。

魚礁や増殖礁設置事業などの水産基盤整備の促進を引き続き要望します。

次に商工業の振興では、特産品のブランド化や販路拡大事業を支援するとともに、合宿受入れ宿泊事業者に対する助成制度を検討します。

ふるさと創生事業により、新規起業等へのチャレンジを支援します。

新規高卒者等を採用する中小企業への支援を引き続き実施します。

「サマーカーニバル」や「カキニラまつり」などイベント事業を支援します。

商工会への助成事業を継続します。

次に観光の振興についてであります。

JR知内駅の廃止を受け、「道の駅しりうち」の魅力を高めるとともに、青函トンネル出入口の町を全国にアピールするため、基本構想を策定し今後の活用方策を検討します。

観光協会と連携して、農林漁業体験や軽登山など本町の資源素材を活かした観光振

興を図ります。

お試し暮らしや二地域居住などを積極的に進めます。

観光協会の活動支援とあわせ、新たに設立された青年部の活動についても積極的に支援します。

次に第2に、「子供の未来に希望のあるまちづくり」であります。

少子化が加速度的に進行している中であって、子育てをしながら就労できる環境づくりや経済的な負担軽減などの支援を充実して、子育てがしやすい町、子育てが楽しい町、子どもが健やかに育つ町づくりを推進します。

就学前保育や教育では、保育料の軽減や幼稚園に特別支援教育支援員を複数配置するなどきめ細かな幼児保育・教育を引き続き進めるとともに、認定子ども園の開設を視野に、幼稚園舎改築の具体的な検討をして参ります。

また、近年、就学児童の保育に対するニーズが高いことから、本年度内に学童保育施設「子ども交流センター」仮称でありますけれども、開設致します。

さらに、中学生までの子ども医療費の無料化の継続をはじめ、乳幼児の予防接種事業助成の拡充を図り、安心して子育てができる体制を整えます。

教育にあっては、町立知内高校の2間口の維持存続のため、教育内容の一層の充実を図るとともに、保護者の負担軽減のための拡充措置を講じて参ります。あわせて、小・中・高校生のスポーツ・文化活動や研修事業に対し積極的に支援をして、引き続き町の宝である「頑張る子どもを応援する」事業を推進して参ります。

健（検）診、予防接種、医療費助成については、水疱瘡・おたふく・ロタウイルス予防接種費用の助成継続と新たにB型肝炎ワクチン予防接種助成を実施します。

中学生までの医療費を無料とする子ども医療費助成制度を継続実施します。

五歳児健診を継続実施します。

ヒブワクチン（細菌性髄膜炎）、小児肺炎球菌ワクチンの接種率向上を図ります。

一方、子宮頸がんワクチン接種は積極的な勧奨を控え、国の動向や情報の収集に努めて参ります。

次に育児支援事業については、知内幼稚園の改築について検討をするとともに認定子ども園の開設について関係者との協議を進めます。

乳幼児を持つ親を対象に、小児科医による子育て講座を実施します。

育児相談、新生児訪問を随時実施するとともに、障がい児の療育相談事業や発達支援事業を継続実施します。

のびのび教室、離乳食教室、食育教室、すこやか教室など育児教室を開催するとともに、育児サークルの活動を支援します。

保育園（所）、幼稚園連絡会を開催します。

次に働きながら子育てができる環境づくりについては、学童保育施設「子ども交流センター（仮称）」を開設するとともに、知内小学校校区外児童の学童保育利用の体制を整えます。

保育料の保護者負担の軽減措置を継続します。

子ども発達支援センターの開設や障がい児デイサービスの実施を検討して参ります。

シルバー世代による子育てサポータークラブの設立を検討します。

次に子どものスポーツ文化活動、研修事業への支援についてでございますけれども、子どもたちのスポーツ文化活動の支援を継続します。

町民プールを木質バイオマスエネルギーによる温水プールに改築整備します。

知内高校の海外教育研修実施に向け、研修プログラムや支援内容について検討をして参ります。

次に第三に、「新たな雇用創出によるまちづくり」であります。

長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、各種の施策が講じられており、国内経済は着実に上昇傾向にあると言われておりますが、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとの業況にばらつきがみられます。

このような中であって、事業の持続発展のため優秀な人材の確保に向け、若者を雇用する地元企業が出てきているものの、雇用の絶対数が不足していることから新規高卒者等の大多数は町外での就業を余儀なくされている状況にあります。

若者の地元定着を推進するため、これまで以上に町内での基幹産業の振興と業種間の連携強化を図り、就業の場の創出確保に努めて参ります。

人材の育成・確保についてでございますけれども、各種研修等に積極的に派遣し、人材の育成に努めて参ります。

就労の場の確保については、新規高卒者等雇用奨励助成制度を継続実施し、町内事業所への若者雇用を支援して参ります。

木質バイオマスエネルギー事業の導入等により、新たな雇用の創出を図ります。

カキ処理施設整備による雇用拡大について関係機関と検討を進めます。

第三セクターとの連携や起業支援を通じて、町内での新たな雇用の創出を図ります。

次に第4として、「生き生きと活力あふれるまちづくり」であります。

安全、安心の町づくりのために、住民生活の基盤となるライフラインの整備強化が絶対条件であることから、中の川をはじめとする河川改修、砂防事業、高波対策などについて関係機関へ要請活動を実施して整備促進を図って参ります。また、消防水利確保のため、防火水槽や消火栓の整備を計画的に進めるとともに、公共施設の耐震化や一般住宅の耐震改修助成事業を実施して参ります。

町道整備は、町道整備計画に基づき年次計画により整備を進めるとともに、あわせて橋梁の長寿命化対策を進めます。また、町民が不安なく冬の暮らしを実現するため、総合的な雪への対策にも積極的に取り組んで参ります。

次に水道事業では、良質で安定的な水利確保のため湯ノ里浄水場の改修、元町・小谷石浄水場の設備更新を進めるとともに、配水管についても耐震を考慮しながら計画的に更新をして参ります。また、知内町クリーンセンターの長寿命化計画に基づき設備更新に着手致します。あわせて下水道・合併浄化槽の普及推進と、ごみの減量化や資源化を推進して参ります。

次に健康で心豊かに暮らすことは、町民の皆様が求める最大の願いであります。予防接種による感染症対策、各種健（検）診や健康教室の実施による生活習慣病予防対策を支援するとともに、保健事業とスポーツ振興事業の連携を強化し、町民の健康づくりが図られるよう努めて参ります。

また、函館市を中心市とした「定住自立圏」の圏域内における広域救急医療体制の充実に向けた取り組みに参画し、町民の生命を守る体制の強化と充実を図ります。

さらに、交通安全運動や地域防犯運動に対しましては、町民皆様や関係機関のなご一層の参加協力をいただき、実効性のある運動を展開して参ります。

安全、安心の生活基盤の整備については、町道整備と橋梁の長寿命化対策を計画的

に実施するとともに、認定町道以外の生活道路整備助成を実施します。

福祉除雪サービスや屋根の雪下し助成事業の継続と総合的な雪対策事業を積極的に進めます。

湯ノ里浄水場の改修事業、元町・小谷石浄水場の設備更新、配水管更新事業を実施します。

知内町クリーンセンターの長寿命化計画による設備更新を実施します。

高規格救急車を導入するとともに防火水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備をします。

住宅の耐震診断と耐震改修に対する助成を継続します。

総合的な防災訓練を実施します。

各町内会館等災害避難所に災害備蓄用品を計画的に配置します。

下水道と浄化槽の普及促進を図ります。

中央公民館・スポーツセンターの耐震設計を実施し、計画的に公共施設の耐震化を進めます。

中の川河川改修、森越川河口整備や砂防、高波対策事業の促進を引き続き要望します。

定住自立圏の広域連携によるドクターヘリの共同運航に参画します。

心豊かに暮らす環境づくりについては、国民健康保険会計の運営安定化のため、特定健診の受診勧奨や医療費の適正化対策を進めます。

第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の充実を図るとともに、第6期介護保険事業計画の策定に向けた作業を進めます。

住民健（検）診や各種予防接種の助成を継続するとともに、脳検診や高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業の受診・接種勧奨を進めます。

介護予防事業「いきいきサロン」の開催支援や地域ボランティアの養成支援を継続します。

障がい者と高齢者の方々が、生きがいを持って社会参加できる町づくりを進めます。

認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）整備について検討を進めます。

成人期の健康づくり活動と高齢期の介護予防事業の連続した、生涯に亘る健康維持の事業実施について検討をします。

次に住民参加の町づくりの推進については、住民参加の町政実現のため「まちづくり懇談会」や「ふれあい懇話会」を引き続き開催します。

「異業種交流会」を開催し、六次産業化によるまちおこしを進めます。

交通安全運動や地域安全運動を住民総ぐるみ運動として展開します。

次に第5として、「交流事業の推進によるまちづくり」であります。

町はこれまでも来訪者を温かく迎え、ふれあう交流の町づくりを推進してきましたが、今後も継続して各種スポーツ大会の誘致や地域間交流の機会拡充に努めるとともに、まちづくり交流拠点施設整備についての検討とあわせ、スポーツ交流やスポーツ合宿を積極的に推進する環境を整えるため、克雪型多目的体育館の整備と、町営スキー場への圧雪車導入に向けて具体的な検討を進めて参ります。

さらに、既存の町有施設及び町内民宿を含めた宿泊施設の有効活用と、地域資源を活用した「体験観光」の拠点づくりについても引き続き検討を進めて参ります。

スポーツ交流や合宿の里づくりについては、町民プールの温水化改築整備により、スポーツ人口の拡大を図ります。

渡島西部四町や函館市との連携による地域特性を活かした合宿誘致を進めるとともに、合宿受入宿泊事業者に対する助成制度を検討して参ります。

スポーツ合宿の里づくりを進めるため、克雪型多目的体育館の整備と町営スキー場への圧雪車導入に向けて具体的検討を進めます。

次に都市や地域との交流事業の推進については、友好町である今別町との各団体の交流事業を引き続き支援します。

東京都北区など都市住民との交流事業を継続します。

次に体験交流の推進と環境整備についてであります。体験による来訪者との交流事業を推進するため、農業体験型の観光受入れ体制を整備します。

山村交流事業・体験交流事業の実施に向けた施設・受入体制の整備について検討して参ります。

まちづくり交流拠点施設整備について産業団体や町民との意見交換会を実施致します。

次に第6として、「地域特性を活かしたまちづくり」であります。

北海道新幹線の開業が2年後に迫り、開業後の来訪者の受入体制整備を検討するとともに、本町の資源素材を最大限活かして近隣他市町との連携強化を図るため、地域高規格道路「松前半島道路」の整備路線への格上げと早期着工を目指して、西部四町での行政連絡協議会で取り組み方法等について検討協議をして参ります。

また、新幹線開業時の青函トンネル内で新幹線と貨物列車の共用走行に際して、当面は新幹線の減速運行方針が示され、抜本的な解決策は、国において現在検討されていますが、その一方策としての「トレイン・オン・トレイン」基地誘致活動は、国やJR北海道の動きを注視しながら、誘致活動を構築して参ります。

次に知内川の復元対策のため、昨年度、重内頭首工に新たに魚道を整備し、今年度は親水広場など周辺整備をして参ります。あわせて、さけ・ますふ化場の河川水取水施設整備、知内ダムからの濁水対策等についても、引き続き関係機関と連携のもと事業を推進して参ります。

本町で最も高齢化が進展している小谷石地区の地域振興や防災対策のため、「矢越山荘」の建て替えをはじめとした各種施策を講ずるとともに、地域での活動を積極的に支援して参ります。

さらに、環境に対する負荷軽減の見地から、本町の地理的特性を最大限活かすため、再生可能エネルギーの立地可能性調査を実施して参ります。

地域高規格道路「松前半島道路」整備に向けた取組みについては、地域高規格道路「松前半島道路」の整備に向け、渡島西部行政連絡協議会で具体的な取り組み方法を検討・協議して参ります。

次に新幹線貨物専用列車構想の実現に向けた取組みについては、カートレイン等基地整備促進期成会や渡島総合開発期成会と連携を図り、関係機関に対して要請活動を行って参ります。

知内川の復元対策については、子どもたちが自然に親しむ環境づくりのため、重内頭首工周辺に親水広場を整備します。

天然アユが棲める知内川の復元のために、知内川の総合的な環境改善に向け関係機関に対する要望活動を実施して参ります。

次に小谷石地域の総合振興対策については、矢越山荘の改築整備をするとともに、温泉ボーリング調査・展望施設整備など、小谷石地域の振興事業を推進します。

小谷石地域の産業振興と、住民の地域活性化活動を支援します。

次に再生可能エネルギーの取組みについては、地熱発電の立地可能性調査を実施します。

潮流発電やメガソーラー発電の候補地として優位性を積極的にPRして参ります。

木質バイオマスエネルギーを町民センターなど、公共施設の暖房熱源として活用します。

最後に7として、「行財政改革の推進」であります。

町の行財政運営について、当町の懸案事項となっております実質公債費比率は「公債費負担適正化計画」に定めた目標を予定どおり達成し、引き続き創意工夫により行政コストの削減に配意しながら財政運営をしているところであります。

今年度にあっては、効率的な財政運営を進めるための「財務会計システム」の導入と、各種行政システムの災害時におけるリスク軽減とコスト軽減でのメリットと「マイナンバー制度」施行に対応するための「総合行政システム」の整備をするとともに、戸籍事務の適正化と効率化による住民サービスの向上を図るため、関係町との連携による戸籍の電算化に取り組みます。

また、町の貴重な財源である町税の収納については、公平公正の見地から、滞納税の縮減のため引き続ききめ細かな納税相談の実施と、必要な徴収手続きを進めて参ります。

行財政改革の推進については、行政評価を導入し、施策事業を客観的に評価するとともに事務改善を図ります。

財務会計システムを導入し、会計事務の効率化を図ります。

各種システムの効率的な運用のため、総合行政システムを導入します。

以上、町政執行にあたっての考えを申し述べさせていただきましたが、本町にはこれまで多くの先人が築き上げてきたすばらしい歴史があり、私に課せられた使命は、本町の歴史を持続・発展させ、町民の皆様が幸せを実感できる町にすることです。そのために職員が一丸となって歩んで行く覚悟であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成26年度の行政執行とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで行政執行方針は終わりました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により予め延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延長することに決定致しました。

● 平成26年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、『平成26年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

◎ 教育長（田中健一）

平成26年、知内町議会第1回定例会の開会にあたり、知内町教育委員会所管行政の執行に関する方針を申し上げます。

平成25年度は、教育委員会制度改革をはじめとし、英語活動の教科化、道徳教育、土曜授業の実施など矢継ぎ早に動き出した年度でありました。一方、教育現場では、いじめや不登校、教育的支援が必要な子どもへの支援体制づくりなど様々な課題があることから、子どもの抱える不安を取り除き、安心して学べる環境となるような施策を実施した年度でもありました。

一方、努力が形になりにくい今の時代、個性や自由の名の下に、結局、画一的モノサシで競争の勝ち負けが決められ、誰もが望んでいる、豊かで創造的な自由と、大きな隔たりとなっている不安も潜んでいます。

こうした状況から、学校教育では、ひとり一人に社会的自立に必要な能力・態度の育成、及び個人が社会の多様性を尊重し、共に支え高めあう共生・協働の精神の育成を図ることが重要な課題と受け止め、改善に向けた方策を立てることが求められます。

一方、社会教育・スポーツ振興に関しては、自分の豊かな人生の実現には、どんな生き方、どんな選択の仕方があるのかを示し、地域活性化や文化・スポーツ交流などの観点から各施策に取り組むことが大切であると考えます。「地域協働の仕組みづくり」「読書活動の推進」「学校・家庭・地域で連携した情報化への対応」「スポーツに親しむ習慣」など、心と体の健やかな発達を促し、豊かな人間性を育むことを重視した取り組みを充実します。

平成26年度は、これまでの教育成果を充実・発展させる実践の指標として、「自立とつながり」を掲げ、知内町教育を創造してまいります。

1 基本的な考え方

知内町教育委員会は、平成23年度に5ヵ年に渡る「知内町学校教育中期推進計画」「第6次知内町社会教育中期教育推進計画」を策定し取り組みを進めてまいりました。この『学校教育・社会教育中期教育推進計画』では、知内町教育目標の達成のための施策に重点を置いた計画となっております。知内町教育委員会では、今年度も、各教育機関、関係機関等との結びつきを強め、地域の教育力を高め、各学校の実践力を支えるための活動に取り組んでいく所存であります。

とりわけ、学校教育においては、「知・徳・体」のバランスのとれた教育活動の充実を図るため、「自信力」「連携」「知内らしさの重視」を基本として知内町の子どもを育ていくとともに学校教育が地域の活性化と結びついていくための新たな取り組みを進めてまいります。

平成26年度の教育行政執行にあたり、以上の視点から、これまで培ってきた「一貫した人づくり」の教育理念実現に向け、「自立とつながり」を実践の指標とした、教育活動を進めてまいります。

2 教育委員会の充実に向けて

知内町教育委員会は、「知内町学校教育・社会教育中期教育推進計画」を策定し、年度毎の評価を加え、改善・充実を図っております。

今年度は、教育委員会制度改革が議論されている中、教育委員会が歴史的に果たしてきた役割を踏まえながら、今後の動向について注視していきたいと考えております。

また、「いじめ防止条例」が制定され、いじめ防止体制づくりができたことから、人権感覚、思いやりの心などの育成に間断なく取り組んでいかなければなりません。

更には、学校運営協議会の指定に向けた、教育委員会規則に基づき、コミュニティ・スクールの指定・実践・評価と学校・地域の活性化に向けた施策の検証を実施し、根付いた制度となるよう細心の努力を重ねてまいります。

3 学校教育の充実

(1) 知内町学校教育中期推進計画の推進

平成23年度より、5ヵ年計画で4つの目標と8つの重点施策・重点事業を進めており、その4年次目の取組みとなります。

目標1 子どもの自信力を高める

目標達成に向けた施策として、「学力を育てる取組み」「体力・運動能力を育てる取組み」「豊かな人間性を育てる取組み」「信頼される知内高等学校教育の確立」の4つの重点施策を進めてまいりました。

①子どもの学力を育てる取組み

知内町の子どもたちの学力向上に向けて、各学校では改善プランを作成し、点検評価を重ねながら、課題意識を共有し、創意を生かした授業展開を進めています。

今年度は、「知識を伝えるだけの授業の改善」を目指し、「自分で問いを立てて、考えることを学ぶ」授業づくりに向けた支援をしてまいります。

具体的には、学力向上に向け情報機器等の充実を図り、子どもの学習意欲を高め、効果的な学習活動が実践できる環境を充実してまいります。また、経験の浅い教員の授業力向上に向けた計画的研修の実施、子どもに基礎的な学習事項を定着させるための指導体制を整えるなど、学校の取組みを支えてまいります。また、特別支援教育に関しては、「インクルーシブ教育システム構築事業」の継続指定を受け、合理的配慮協力員、他教育機関との連携を深め、「就学相談」「多様な学びの場の整備」「教職員の専門性向上」「就職や社会参加に向けた取組み」など共生社会の実現に向けて一歩ずつ進めてまいります。更に、言葉の力を高める教育として「読書活動」の普及に向けた環境整備、読書フェスティバル等の開催、読書感想文コンクールへの応募など子どもが自主的に読書活動を行うための取組みを推進してまいります。

②子どもの体力・運動能力を育てる取組み

子どもの体力低下、食物アレルギー疾患などへの取組みが課題となっております。特に、子どもの体格が向上する一方で体力や運動能力が低下する傾向が続いており、歯止めをかける取組が求められています。

今年度は、次の三点を重要課題として取組んでまいります。一つは、北海道教育委員会が提唱する、「体力向上運動」を取入れ、各学校、各個人が目標を設定しながら取組んでいく機会を拡充してまいります。二つめは、日常の運動量を増やすため、徒歩通学・屋外遊び・規則正しい生活習慣など家庭の理解と協力を得ながら運動能力の向上や生活習慣の改善に取組んでまいります。三つめとして、大学、各種団体の協力を得ながら、楽しく学べる体育授業や補充運動の充実を図ります。

③豊かな人間性を育てる取組み

近年の急速な情報化の進展の中で、電子メディアがもたらす弊害から子どもたちを守る取組みや社会を形づくっていく上で共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けさせることが求められています。そのため、以下の取組みを充実させてまいります。一つは、深刻化しているインターネット上でのいじめ等の問題行動を発見し、被害の拡大を防止するために、「ネットパトロール」情報を生かした、情報モラルの指導を徹底します。次に、日常の教育活動を通じてのコミュニケーション

能力、思いやりの心などを育成し、「いじめ撲滅」に向けた取組みを推進します。3つめは、道徳教育の充実です。発達段階ごとに重視すべき内容や共通に指導すべき内容を精選し、子どもの内面を耕すことを目指します。

④信頼される知内高等学校教育の確立

コース制の導入、サテライト授業システムの活用、進路意識を高める教育講話会の開催など教育環境充実のご支援をいただき、充実した教育環境が整い、その成果も示されました。

西南渡島において、子どもたちや保護者が高校進学に不安をもたないために、通学条件、教育内容、進路指導、特色ある教育活動、部活動などの充実に向け、町民各位のご理解・ご支援を賜りたいと考えています。

今年度は、通学費の全額支給により、通学への不安や困難を解消します。道立高校の再編整備など高校教育を等しく受ける環境が大きく変化しております。そのため、域内の生徒を受入れる条件を整えるための取組みとなります。2点目は、「資格取得への支援」制度を導入します。資格の取得は就職だけでなく生徒個々のキャリアアップとなり、自信を持って社会へ出て行く要件となります。3点目として、国際化社会に生きる若者の育成です。海外研修の枠組みを大きく変える内容を検討します。これまで、中・高で実施していた海外研修を高校に一本化し、全員が参加できる研修と1ヶ月程度の短期海外留学制度の2本立ての内容で検討しています。派遣先や内容等について今年度中に具体化し、平成28年度実施をめざします。

また、高等学校で特別な配慮を要する生徒への適切な教育環境の確保・進路実現など高等学校における特別支援教育を継続的に支援してまいります。

目標2、緊密な連携と確かな接続の確立

知内町教育は「一貫教育」理念の下で教育活動が取組まれてまいりました。そのため、「連携」「接続」を指標とし、学校・関係機関が協力した教育活動を生み出してまいりました。

今年度は、幼小連携、小中連携などの取組みについて、成果の検証と課題の整理を行います。また、英語教育推進協議会、学校保健会、インクルーシブ教育推進会議などによる学校間連携が示す成果に期待も大きくしています。

一方、函館附属学校との連携において、授業公開の他に、子ども同士の交流を実施するなど、学校独自の取組みを応援し、子どもたちの学習意欲向上に役立てたいと思っています。

目標3、学校・教職員の力を高める取組み

家庭や地域の方々の教育に対する熱い思いと、子どもの自立を第一に考える教職員によって知内町教育は築かれてきました。学び続け、成長を続ける教職員の姿なしには、学校への信頼、家庭や地域との連携・協働も進みません。

①信頼される教職員の育成

知内町立学校教職員は、自ら進んで研鑽に励み、学校の総合力を生かした公開研究会の開催など、率先して実施しております。今年度は、初任者研修制度や十年経験者研修制度の見直しが予定され、実践的指導力を備えるための取組みが始まります。

この時期にあたり、各種協議会や知内町教育研究所など、縦につながる教育と学校・家庭・地域などが連携した横に繋がる教育の二面性を生かした取組みにより、視野の広い教職員の育成に取り組んでまいります。

教職員の指導力向上や教職員の資質向上のため、教職員評価の取組みを継続して進

め、信頼される学校づくりをめざします。

更に、多様な視点を生かした学校づくりをめざすコミュニティースクールの取組みにおいて、柔軟で創意に満ちた「学校の総合力」を高めていく取組みを進めます。

②学校を支援するシステムの整備

学校の教育環境の改善、教育の質の向上のためには、信頼関係を深めるとともに、成果、検証を踏まえた支援体制作りが必要です。今年度は、子どもの基礎学力を保証するための教員等の配置、特別支援教育支援員・嘱託支援員によるきめ細かな指導体制を充実します。また、若手教員指導に向けた、巡回指導研修の継続実施、合理的配慮協力員による特別支援教育指導、子どもの心に添う、教育相談事業の継続実施を進めます。更に、教職員の時間外勤務の縮減など適正な勤務態様がとれるなど、服務管理を徹底します。

目標 4、家庭・地域と連携した教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、善悪の判断など、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付ける重要な役割を果たしています。今年度は、「いじめ」防止、ネットトラブル防止のための研修機会の提供、生活習慣確立のための取組み、「食育」に係わる学習機会など、家庭と学校が互いに情報を共有し、共に子どもを育てていくことができるような取組みを進めます。

更に、教育の今日的課題として次の事項について各関係機関の協力の下、取り進めてまいります。

①幼児教育の充実

国の施策により、幼児教育の形態が今後変化していくこととなります。併せて、知内町における幼児期の教育等について総合的な検討がなされることとなります。このような変化の時こそ、就学前の子どもに質の高い幼児教育を提供できるよう、これまでの取組みを検証し、知内町幼児教育の礎とします。

また、今年度は、全道幼児教育研究大会が、渡島地区において開催されます。この機会を活用し、幼稚園同士の連携と幼児教育の充実につながるネットワークづくりを進めます。

②キャリア教育の充実

「働くとはどういうことか」といった職業観を教育していくには、早い段階からの教育が必要です。今年度は、自ら課題を発見し、論理的に考え、解決策を見出す力を身に付けさせるための指導計画づくりと社会性を育むソーシャルスキル講座を実施します。

③安全・安心な学校給食の充実

「和食」の無形文化遺産登録がなされ、「食」は「いのち」を支える源としての認識が深まっています。これをきっかけに、日本の伝統的な食文化を見つめ直し、次世代を担う子どもたちにしっかりと継承していくことの重要性が指摘されています。今年度は、栄養教諭を中心とした食育授業を継続し、「食」に関する知識を学ぶ機会とします。併せて、地場産物の学校給食への活用、調理教室等での活用により、地元産物への関心を高め、安全な食生活を学ぶ機会といたします。

また、アレルギー疾患等については、「学校生活管理表」を利用し、疾患のある子どもを把握するとともに、家庭と連携しながら適切な対応を取ってまいります。

④防災教育の充実

防災教育は、災害から命を守るだけでなく、人々と協働した、新たな社会秩序づくりなど、社会性の育成と地域づくりの視点を重視した教育活動とします。

今年度は、管理職不在時の学校体制の整備、防災研修の実施、マニュアルの見直しを整備するとともに総合防災訓練の実施に向け、関係機関と協議を進めます。

4、社会教育の充実

社会教育は、学ぶことを通じ、人や地域社会とのつながりを通して、自分を成長させる機会です。更に、いつでもどこでも学べることは、子どもたちを始め、家庭や地域社会の教育力を向上させ、活力に溢れた町づくりとなる重要な役割を担っております。

そのため、町民の皆さんが学ぶための拠点整備や学びを選択できる多様な事業構成、社会貢献できる機会の提供などの工夫をすることが必要です。

今年度は、次の6点に重点を置いた取組みを進めます。

(1) 生涯学習活動における学習情報提供と相談機能の充実

多様な学習ニーズに対応するため、関係機関、民間団体が相互に連携・協力し、学習内容の充実を図ることや学習情報の提供・相談機能を整えます。きめ細かな情報提供と相談しやすい雰囲気づくりを大切にして取組んでまいります。

(2) 生涯各期における学習活動の促進

家庭や地域社会を取り巻く様々な課題に対処するため、学校、関係団体等が相互に連携・協力しながら歩んでいく教育活動に努めます。特に、読書環境づくりについては、公民館図書室環境の整備と道立図書館や学校と連携した取組み、「知内町読書推進計画」の再策定に向けた取組みを進めてまいります。また、知内みらい大学の運営では、学生間の交流を図りながら、学習ニーズや地域づくり等に対応するなど、参加者の要請や社会貢献できる学習機会を提供する運営に努めます。更に、子どもが携帯電話やパソコンを利用する機会が増加し、「ネットいじめ」や犯罪に巻き込まれる危険性が社会問題化しており、学校・家庭・地域で連携した対策が必要となっていることから、「タブレットパソコン活用教室」を開催し、必要な知識を身に付ける機会を拡充します。

(3) 社会教育推進のための基盤整備

多様化・高度化する学習ニーズや地域課題など、様々な要請に対応するため、指導者の養成や研修機会の充実を図るとともに、社会教育関係諸機関との連携を進めていきます。情報収集、指導者育成の機会として、教育主事等研修会への参加を通して、地域住民が求める事業などの開発等に対応する力量を向上させます。また、全道公民館協会と連携し、学習拠点としての公民館のあり方や施設整備について検討してまいります。

(4) 自主的・創造的な文化活動の推進

文化芸術は、過去から未来へと受け継ぎ、人々に喜びや感動を与えると同時に、地域社会の全ての営みの基盤として重要です。今年度は、管内文化団体と連携した事業推進、大学等の支援を受けた学習機会の提供、音楽に親しむ機会の充実など、これまでの活動や実績を踏まえつつ、これからの展望した事業を取り進めます。

(5) 地域の教育力向上に向けた取組み

地域全体で子どもたちを見守り育てていこうとする意識を高め、地域の大人たちの協力を得て、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動など主体的に関わることができる取組みを進めます。具体的には、子どもを見守り・育てる活動への支

援、放課後子ども教室の実施による、安全安心な子どもの活動拠点の整備、子ども会リーダー養成事業への積極的な参加など地域の教育力の向上を図り、大人と子どもとの結びつきを強める取組みを進めます。

(6) 家庭教育支援事業

社会構造の変化などで家庭の様相が大きく変化してきています。家庭教育支援においては、保護者への共感と、親としてのニーズの把握が何より大事なことです。今年度は、子どもの発達時期に親としてなすべき大事なことへの情報提供、親世代の交流を深め、情報交換や悩みなど気軽に相談できる機会づくり、料理教室など、親世代が生活力を獲得する機会の提供を検討してまいります。

5、生涯スポーツの振興

知内町体育施設の充実と町民各位の支援により、スポーツ合宿誘致や高校野球交流大会の開催等、数多くの人々が知内町に足を運んでいます。また、町民プールの新設は、町民のスポーツ選択を拡大し、健康増進の機会として期待されるところです。

今年度は、次の五点に重点を置き取組んでまいります。

- (1) 各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化に努めます。
- (2) 中の川総合スポーツクラブの運営支援のため、専門的な知識を有する人材やスポーツ指導者による研修会を開催します。
- (3) スポーツ少年団指導者研修会やスポーツ少年団大会などを開催し、競技人口の底辺拡大を図りながら競技力の向上を目指します。特に、スポーツ活動における体罰の防止については、引き続き啓蒙を図ってまいります。
- (4) 町内スポーツ施設の維持管理に適切に取組み、安全で快適な場の提供に努めます。
- (5) スポーツ活動の充実を図るため、管内スポーツ推進委員研修会等でニュースポーツ等の普及奨励を進めます。

6、文化財の保存・活用と地域文化の振興

知内町郷土資料館事業は、全道博物館協会と連携し、知内町のかげがいのない文化財の保存・活用など幅広い事業展開をしております。今年度は次の取組みを進めてまいります。まず、地域にある学校や団体、幅広い町民の参加を得ることにより、広範なネットワークを形成し発展させる事業の推進。また、地域の歴史や文化などの文化資源をテーマとして、その特色や魅力を共有し、地域の活性化などに貢献する事業を取り進めます。特に「知内学」や「ふるさと」講座、「ミュージアム・パル」など知内町文化の象徴的な事業は、郷土資料館の活動を支援する人々やグループなど、地域の人材を育成する場となっており、全道に誇れる取組みに成長しています。

また、「知内町史」編纂については、幅広い年齢層に活用していただけるよう編集し、今年度完成を目指した作業を進めてまいります。

知内町文化交流センターでは、各種団体等による独自活動並びに展示活動を継続し、人々の交流を生み出しながら文化創造に一層積極的な役割を果たすことができるよう努めてまいります。同時に、将来の活用について多様な観点から検討し、知内町の財産として町民の要請に応えていけるような方向を示してまいります。

7、むすびにあたって

平成26年度は、「知内町学校教育中期教育推進計画」、「第6次知内町社会教育中期教育推進計画」の実施、4年目であり成果検証と今後の見通しについて検討を重ねていく年度となります。

地域社会の活性化の基本となる人材の育成や、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、活力ある教育行政の推進に取り組んでまいります。

平成26年度知内町教育行政執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎ 議長（伊藤政博）

これで教育行政執行方針は終わりました。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、『追跡質問』を行います。

順に発言を許します。追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、これで追跡質問を終わります。

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 4時56分 ）

（ 再開 午後 4時56分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第8号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第8号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について』から日程第31、議案第22号『平成26年度知内町水道事業会計予算について』の15議案は、いずれも平成26年度予算に関する議案であります。したがって、この15議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、以上の15議案は、一括議題とすることに決定致しました。

議題となった議案第8号から順次、提案理由の説明を求めます。

議案第8号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第8号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、人事院勧告に基づく条例改正でありまして、内容は平成18年の給与構造改革で昇級抑制されたものの回復措置であります。

附則と致しまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第9号 知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第9号、『知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第9号、知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、電子情報処理による戸籍等に関する事務の管理及び執行を北海道松前町から受託するため、次のように規約を定め、事務の受託を受けることについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

本議案提案理由並びに趣旨につきましては、戸籍の電算処理を実施するにあたり単独運用、共同運用、それぞれの観点から検討するとともに住民記録、住民基本台帳ネットワークシステムなどの共通のシステム利用をしている渡島・檜山管内で、戸籍電算化未整備の松前町・江差町・奥尻町の各町と協議を進めてきたいところであり、導入費用、運用費用のいずれの面からも戸籍の電算処理を共同で行うことにより、費用の負担軽減が図られることから、本町に設置するサーバーを複数町で共同利用するため、この度、戸籍等事務の受託をするため規約の制定をするものであり、平成26年4月1日からの施行を予定しております。また、本規約の議決をいただいた後、3月27日に構成四町により、戸籍システム電算共同化調印式を実施する予定であります。規約の内容につきましては、生活福祉課長より説明をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

只今、提案理由につきましては、副町長より説明がありましたので、電算共同化のイメージにつきまして、まず、説明させていただきたいと思っております。

予算説明資料、見だし2の生活福祉課の2ページで説明致したいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

生活福祉課の資料の2ページであります。戸籍システムの電算共同化事務委託のイメージ図であります。共同化につきましては、松前町・江差町・奥尻町・当町の四町で実施致しますが、正サーバー及び副サーバーナンバー1につきましては、過去の

津波被災等の状況を考慮しまして、当町の庁舎内に設置し、副サーバーのナンバー 2 につきましては、委託業者選定後に民間データセンターに配置するものであります。したがいまして、当町が電子計算機、その他の機器を設置し、使用し、管理することから、他の 3 町の戸籍事務を受託することになります。また、3 町とは、専用の光回線を使用することになっております。更に法務省のバックアップセンターには、L G W A N 回線で当町から接続することとなるわけであります。

次に資料の 1 ページをご覧くださいと思います。(1) の経過につきましては、省略を致したいと思います。それで、昨年 4 月現在、道内で 1 7 9 自治体中 1 4 5 の自治体が電算化を完了している状況にあり、渡島・檜山では、4 町が残っている状況になっております。それから、2 番目の (2) の総事業費であります。現在 3 億 2 千万円ほどの予定価格を想定してございます。したがいまして、4 町の紙戸籍をデータ化する経費 5 年間のシステム構築及び保守管理運用にかかる費用を含めた金額でございます。次に事業の効果であります。1 つ目としては、個別でシステムを導入するより、約 1 億 4, 2 0 0 万円の経費削減が図られるということで、約 3 0 % ほどになります。2 つ目として、システムの導入により戸籍の作成までの日数や戸籍証明書の発行時間が大幅に短縮されることにより住民サービスの向上が図られるというものであります。

それでは、規約について説明を致します。議案に戻っていただきたいと思います。この規約につきましては、松前町が知内町に委託するという内容の規約でございます。

規約の第 1 条につきましては、委託であります。地方自治法の第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により普通地方公共団体の事務の一部をほかの普通地方公共団体に委託できるとされていることから、知内町に委託するものであります。

第 2 条は、委託事務の範囲であります。市町村長の業務として、戸籍法第 3 条第 1 項では、戸籍事務の処理、住民基本台帳法第 1 6 条第 2 項では、戸籍の附表の調整、人口動態調査例第 3 条では、人口動態調査表の作成が規程されております。これらの業務を処理するため、サーバー機やその他の関連機器を知内町に設置し、使用及び保管を委託するものであります。

次に第 3 条につきましては、管理及び執行の方法であります。

第 4 条は、経費の負担について記載しております。

第 5 条は、委託事務の収支の分別について整理をしてございます。

第 6 条は、決算の場合の措置であります。

第 7 条は、連絡会議等で調整するものとしております。

第 8 条は、条例等改廃の場合の措置を整理してございます。

第 9 条は、事務委託の廃止について、整理をしてございます。

附則として、この規約は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行するという内容でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第 1 0 号 知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に議案第 1 0 号、『知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関

する事務の受託について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第10号、知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により電子情報処理による戸籍等の事務の管理及び執行を北海道江差町から受託するため次のように規約を定め、事務の受託を受けることについて同条3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

本議案の趣旨、内容につきましては、議案第9号と同様でありますから省略をさせていただきます。

附則として、この規約は、平成26年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

● 議案第11号 知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第11号、『知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第11号、知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により電子情報処理による戸籍等の事務の管理及び執行を北海道奥尻町から受託するため次のように規約を定め、事務の受託を受けることについて同条3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

本議案の趣旨、内容につきましては、議案第9号と同様でありますから省略をさせていただきます。

附則として、この規約は、平成26年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第12号 知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第12号、『知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第12号、知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

知内町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料によりご説明致します。見だし4の4ページをお開きください。

条例改正の趣旨でございます。道路占用料は、道路法の第39条におきまして、条例により徴収できるとされております。料金につきましては、地価水準を勘案して算定され、当町は平成12年度に徴収条例を制定し、道路法施行令に準じて料金を制定してまいりました。今回、道路法施行令の改正に伴い、占用物件として新たに太陽光及び風力による発電施設が加えられたこと、占用料算定の基礎となる所在地区分の見直しが発生したこと、それにより占用料を改正するものであります。

5ページをお開きください。新旧対照表が付いてございます。新旧対照表を見ますと、平成12年制定時の単価のおよそ40%程度の単価となります。

議案に戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願い致します。

● 議案第13号 知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第13号、『知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第13号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

知内町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

これも予算説明資料でご説明致します。見だし4の9ページをお開きください。平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定されます。更に平成27年10月には10%に改定される可能性も取り出されていることから、従来、内税で下水道料金を制定してまいりましたが、外税表記にし、使用料と消費税の関係を明確にするために条例改正をするものでございます。現行の料金から消費税分を除いた金額を基本料金と超過料金に定めて、この金額に消費税相当額を加えた額が下水道使用料となります。

議案に戻っていただきまして、附則と致しまして、平成26年8月1日から施行する。この8月1日から施行することについて、ちょっと説明させていただきたいと思っております。当町の水道の検針は、4か月に1回の実施となっております。したがって、基本料金が当月分、超過料金については、後払いとなります。例えば、7月分の請求金額については、7月の基本料金と4か月前の3月の超過料金となります。そうしますと、町民の皆様方の請求金額につきましては、5%と8%の消費税が混在するということとなります。多少の混乱が予想されることから、消費税率の混在がなくなる8月1日からの施行と致しました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

● 議案第14号 知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第14号、『知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について』説

明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第14号、知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

知内町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料見だし4の11ページをお開きください。改正趣旨につきましては、先ほどの下水道条例、議案第13号、下水道条例の改正と全く同じでございます。内税での扱いから外税にする基本料金、超過料金、メーター使用料の5%分の消費税を除いた金額を基本料金として、その金額に消費税相当額を加えた額を水道使用料金とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成26年8月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

● 議案第15号 北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例
について

◎ 議長（伊藤政博）

次に議案第15号、『北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例
について』説明を求めます。

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

議案第15号、北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について。

北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開き願います。北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例。

北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

なお、資料で説明したいと思っておりますので、予算説明資料見だし5の1ページをお開き願います。

北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部改正案の概要について、ご説明を致します。

1点目の改正の趣旨であります。この度の条例改正につきましては、公立高等学校にかかる授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、規定の整理を行うための本条例の一部を改正するものであります。この法律の改正により、高等学校などにおける教育にかかる経済的負担の軽減や高等学校等就学支援金を支給することにより家庭の教育費負担の軽減を図ることを目的としています。

2点目の高等学校等就学支援金の内容についてであります。この新制度では、国公、私立を問わず、高校等の授業料の支援として市町村民税所得割が30万4,200円未満、給与年収に換算しますと、標準世帯で910万円程度未満の世帯に就学支援金が支給されますが、市町村民税所得割が30万4,200円を超える世帯には、授業料を納めていただくこととなります。就学支援金の支給までの流れについては、

図にお示しのとおりでございますが、この就学支援金は、学校設置者の町が生徒本人に変わって受取り、授業料に充てることとなり、生徒本人が直接受け取るものではございません。また、就学支援金の受給所得を得るため、生徒から学校を通じて申請書と課税証明書等の所得を証明する書類を提出することになります。なお、就学支援金の支給回数については、年4回となっております。

3点目は、附則の施行期日であります。この改正条例につきましては、平成26年4月1日から施行しまして、平成26年4月以降に入学する生徒にこの就学支援金制度が適用され、平成25年度までに高等学校を通り、在学されている生徒につきましては、経過措置として、従来どおり授業料徴収制度が適用されることとなります。なお、一番最後の方に私立高等学校の世帯に対する就学支援金の加算金については、記載のとおりとなっておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

● 延会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。どうもご苦労様でした。

（ 延会 午後 5時15分 ）